# 平成27年 監査結果に基づき知事等が講じた措置 (第1回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成24年定例監査、平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)、平成25年財政援助団体等監査、平成25年行政監査(東京都における災害対策~発災直後における組織体制の機能維持について~)、平成25年度各会計歳入歳出決算審査、平成26年定例監査、平成26年工事監査、 平成26年財政援助団体等監査及び平成26年行政監査(債権管理について)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成27年6月9日

東京都監査委員	Щ	田	忠	昭
同	上	野	和	彦
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

# 目 次

第1	措置の概要	1
第2	措置の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
第3	通知の内容	
	平成24年定例監査	1 4
	平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)・・・・・・・・・・・・	1 8
	平成25年財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
	平成25年行政監査(東京都における災害対策~発災直後における組織体制の機能維持について~)・・・	2 3
	平成25年度各会計歳入歳出決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	平成26年定例監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	平成26年工事監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
	平成26年財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
	平成26年行政監査(債権管理について)	7 9

## 第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知(以下「措置通知」という。)を受けている。

今回は、表1のとおり、118件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等を した425件のうち、384件 (90.4%) が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごと の改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

#### (表1) 措置状況

(単位:件)

措置対象	前回まで	今回通知	計	改善中
A	В	С	D = B + C	A-D
4 2 5	266	1 1 8	3 8 4	4 1

#### (表2) 今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数	小計	
定例監査	平成24年		3 1
上沙监住	平成26年	2 6	3 1
工事監査	平成26年	2 4	2 4
財政援助団体等監査	平成25年	4	4 7
<u> </u>	平成26年	4 3	4 /
	平成24年	3	
行政監査	平成25年	2	1 4
	平成26年	9	
各会計歳入歳出決算審査	平成25年度	2	2
合 計			1 1 8

# (表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
(1) 収入管理	_	○複数人で債権の状況把握を行い、文書催告等を効果的
・滞納整理	4	に行ったもの (P. 3)
(0) 类双子式		○新たにチェックシートを作成して指定管理者から適正
(2)業務委託	18	な事業報告を求めるとともに、局内での確認・検証を
・契約事務		強化したもの (P. 4)
 (3) 施設の維持管理	9	○システムへの入力を適切に行い、業務の実施状況を確
(0) 旭秋 沙雁的 百姓	<i>J</i>	認・把握できるようにしたもの (P. 5)
小計	3 1	
2 工事監査		
		○送風機等のサイズを誤って選定して設計することのな
(1) 設計・積算	1 1	いよう、機器選定図を活用して図面のチェックを強化
		したもの (P. 6)
(2) 施工	1 3	○鉄筋を配置する方向を間違えないよう確認シートを作
(1) %61	1 0	成して再発防止を図り、局内に周知したもの(P. 7)
小計 2		
3 財政援助団体等監査	Ĩ	
(1)補助金の算定	2 0	○過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの (P. 8)
	6	○損失医療費補塡金を速やかに返還できるよう病院内の
(2) 会計・経理事務		連携を強化するとともに、他の病院においても再発防
		止に向けて情報共有を図ったもの (P. 9)
(3) 財産管理	5	○貸付物品の現物確認を毎年実施するよう見直したもの
(0) 对连日江		(P. 10)
(4) その他	1 6	○必要な改修を速やかに行うため、局との連絡体制を見
. , - ,-		直したもの(P. 11)
小計	4 7	
4 行政監査		
		○債権回収に必要な取組に空白が生じないよう、毎月担
(1)債権管理等	1 4	当者間で進捗状況を確認することとしたもの
		(P. 12)
小計	14	
5 各会計歳入歳出決算	章番査	
(1) 財産の登載	2	<ul><li>○財産に関する調書への登載誤りを修正したもの</li><li>(P. 12)</li></ul>
小計	2	
合 計	1 1 8	

#### 1 定例監査

#### (1) 収入管理·滞納整理

○ 複数人で債権の状況把握を行い、文書催告等を効果的に行ったもの

平成26年定例監査 No. 23 (P. 29)

## 指摘の概要

産業労働局は、各職業能力開発センター及びセンターが所管する校(以下「センター等」という。)において、公共職業訓練を行っており、訓練生に授業料を納めさせている。

授業料の徴収や滞納者への催告などの事務処理については、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、センター等が事務処理を行っている。

この手引きによると、滞納者への催告については、

- ① 文書催告、電話催告及び自宅訪問催告をいずれも半期に1回以上行うこと
- ② 催告文書が返戻された場合など所在不明のときは、所在調査(住民票の確認等)を行うこと

とされている。

また、催告を行った内容については、「授業料債権個人別管理簿」(以下「管理簿」という。)に記載することとしている。

しかしながら、平成25年度における城東職業能力開発センター江戸川校の管理 簿等を確認したところ、6名について、手引きどおりに文書催告等を行っていない 状況が認められた。

そこで、債権管理を適正に行うよう求めた。

## 措置の概要

城東職業能力開発センターは、「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」に基づき、6名の債務者のうち時効により債務が消滅した1名を除く5名について、 催告を行った。

5名のうち4名については、催告書の送付、電話催告、訪問による催告を行い、 残る1名については、遠隔地に転居していることから費用対効果を考慮して訪問に よる催告を行わないこととし、催告書の送付及び電話催告を行った。

さらに、債権進捗状況報告を行い、管理職を含めた複数人での状況把握を行った。 今後も交渉経緯等を適正に記録し、効果的な催告、交渉を行う。

#### (2)業務委託・契約事務

○ 新たにチェックシートを作成して指定管理者から適正な事業報告を求めるとと もに、局内での確認・検証を強化したもの

平成26年定例監査 No. 17 (P. 25)

## 指摘の概要

オリンピック・パラリンピック準備局のスポーツ推進部は、駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営について、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団を指定管理者として施設の管理運営を行わせている。

法人は、「駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」に基づき、施設の管理運営業務、利用者に対するサービス提供事業、スポーツ振興事業、自主事業を行っている。

部は、基本協定に基づき、四半期ごとに、「四半期報告書」により管理運営業務の 実施状況、利用料金、事業収入などの収支状況等を、毎年度終了後には、「事業報告 書」により、年間の管理運営業務の実施状況及び収支状況の報告を、事業ごとの内 訳を付して、法人から報告を受けている。

しかしながら、事業報告書について見ると、法人の支出金額を計上していないことなどにより、自主事業の収支差額など4つの項目で約1,500万円が誤って記載されていた。

そこで、法人から適正な事業報告を求めるとともに、部で報告内容を確認・検証 するよう求めた。

## 措置の概要

スポーツ推進部は、指定管理者である法人に対し、報告書を精査した上で提出するよう、事務連絡文書にて指導を行った。

また、「事業報告書」「四半期別収支計画書・実績報告書」の内容確認・検証については、新たに作成したチェックシートを用いて法人に確認を行わせるとともに、部内でも複数の係による確認・検証を行うこととし、平成26年度第2四半期分の報告書から、実施している。

あわせて、年度末の実地調査時に、これらの報告書について重点的にチェックすることにより、適正な事業報告書の作成・提出が行われるよう徹底する。

#### (3) 施設の維持管理

○ システムへの入力を適切に行い、業務の実施状況を確認・把握できるようにした もの

平成26年定例監査 No. 41 (P. 42)

## 指摘の概要

下水道局の施設管理部は、業務履歴検索システム(以下「システム」という。)により、管路破損に係る維持補修工事や故障処理作業における業務実施状況の情報などをデータベース化している。

このシステムは、下水道事務所が、各出張所の業務実施状況を確認・把握できるようにすることを目的としているため、部は、出張所職員が行う巡視・点検、故障処理作業等の実施状況をシステムへデータ入力することを各出張所に求めている。

しかしながら、中部下水道事務所において、システムから出力された「故障処理 及び直営作業台帳」を見たところ、記載内容が不十分であるため、出張所が行った 処理内容が不明で、所がシステムによる出張所の業務実施状況の確認・把握を十分 に行えない状況が認められた。

そこで、各出張所において、データ入力を適切に行うよう求めた。

## 措置の概要

中部下水道事務所は、業務履歴検索システムの適正な運用のため、事務所及び出 張所の職員を対象とした説明会を3回実施し、同システムへの適切な入力を指導す るとともに、出張所内でデータ入力の確認を確実に行うよう、職員に注意喚起した。

また、施設管理部は、各事務所及び出張所にて入力内容の確認作業を毎月行うとともに、四半期ごとに、各事務所で確認作業状況を集約の上、部へ報告させることとした。

#### 2 工事監査

#### (1) 設計・積算

○ 送風機等のサイズを誤って選定して設計することのないよう、機器選定図を活用して図面のチェックを強化したもの

平成26年工事監査 No. 46 (P. 45)

## 指摘の概要

生活文化局の東京文化会館(25)空調その他設備改修工事は、同会館の本館及び新リハーサル棟の空調設備などを更新するものである。

このうち、新リハーサル棟換気設備の送風機及び排風機7台について見ると、必要な能力に対応したサイズの機器を選定すべきところ、誤って大きなサイズを選定していたため、積算額約263万円が過大となっていた。

そこで、送風機等のサイズ選定を適切に行うよう求めた。

## 措置の概要

本工事については、必要な能力に対応したサイズの機器となるよう設計変更を行い、受注者と契約金額を減額する契約変更をした。

また、局は、機械設備工事における機器の選定を今後適正に行うよう局内に周知した。

工事を担当した部署では、施設係会を開催し、図面チェックの際は送風機等のサイズが適正かどうか機器選定図を使用して確認することを徹底し、再発防止を図った。

#### (2) 施工

○ 鉄筋を配置する方向を間違えないよう確認シートを作成して再発防止を図り、局内に周知したもの

平成26年工事監査 No. 61 (P. 54)

## 指摘の概要

水道局の暁町浄水所自家発電機室新築工事は、震災対応のため浄水所内に自家発電設備の建物を建設するものである。

このうち、配筋について見ると、梁貫通孔補強材1か所について正しい方向に取り付けていないなど補強材の性能が十分発揮できない状況が確認された。

そこで、鉄筋工事の施工管理について受注者を適正に指導、監督するよう求めた。

## 措置の概要

多摩水道改革推進本部(以下「多摩水」という。)多摩給水管理事務所八王子給水 事務所では、本工事の受注者及び施工監理受託者に対し、改善指導を行い梁貫通部 の補強工事を実施した。

また、鉄筋を取り付ける方向を間違えないよう受注者用と施工監理受託者用の確認シート等を作成し、多摩水及び多摩水内各施工部所の会議において、指摘内容の報告とともに周知をした。

さらに、局の関連部署に同内容を報告し、周知した。

- 3 財政援助団体等監査
- (1)補助金の算定
  - 過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの

平成26年財政援助団体等監査 No. 75~90 (P. 61~64)

## 指摘の概要

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人等に対して、運営等に要する費用の一部を補助している。

このうち、15法人16施設に係る補助金について、法人が、延長保育の利用児 童数やアレルギー児対応の対象児童数などの算定を誤って補助金の申請を行ったこ とから、合計612万余円が過大に交付されていたため、補助金の返還を求めた。

## 措置の概要

福祉保健局は、過大に交付した補助金(612万余円)について、15法人から 返還を受けた。

#### (2) 会計·経理事務

○ 損失医療費補塡金を速やかに返還できるよう病院内の連携を強化するとともに、 他の病院においても再発防止に向けて情報共有を図ったもの

平成26年財政援助団体等監査 No. 91 (P. 65)

## 指摘の概要

公益財団法人東京都保健医療公社の各病院は、都の二次救急医療機関として指定を受け、救急患者の受入れを行っている。東京消防庁の救急車等により病院に搬送された救急患者の医療費が、失踪等により徴収できずに損失となった場合には、東京消防庁が東京都医師会を通じてその医療費を病院に補塡している。

また、事後にその医療費を徴収できた場合、病院は、東京都医師会を通じて受け 入れた補塡金を返還することとされている。

しかしながら、大久保病院では、5名分について事後に徴収できていたにもかか わらず、返還をしていなかった。

そこで、損失医療費補塡金を返還するよう求めた。

## 措置の概要

大久保病院は、東京都医師会の指示に基づき、5名分の損失医療補塡金について、 全額返還を行った。

なお、今後は、徴収があった時点で医事課担当者から、補塡金の返還等会計処理 を行う庶務課会計担当への連絡等、情報共有を図ることを徹底し、都度速やかに返 還ができるよう見直した。

また、公社事務局では、院長事務長会において、本指摘内容を周知し、再発防止に向けて情報共有を行った。

#### (3) 財産管理

#### ○ 貸付物品の現物確認を毎年実施するよう見直したもの

平成26年財政援助団体等監査 No. 94 (P. 66)

## 指摘の概要

都は、平成5年度の多摩南部地域病院の開設に伴い購入した物品について、公益 財団法人東京都保健医療公社と物品無償貸付契約を締結し、公社へ貸し付けている。

この契約では、貸付物品は多摩南部地域病院運営のために使用しなければならず、不用になった物品は、都へ返還申請を行い、都の承認を受けることとされている。

また、毎年度末現在の貸付物品の使用状況について、翌年度の4月14日までに 都に報告することとされている。

しかしながら、多摩南部地域病院において、契約により都が貸し付けている物品の使用状況について見たところ、都への返還申請を行わず、都の承認を受けないまま老朽化等により使用不能として物品を廃棄している状況が認められた。

また、公社は、廃棄した物品について、平成25年度末現在の使用状況として、 適切に使用している旨の報告を都に行っており、その結果、病院経営本部は現存し ないにもかかわらず、都の所有物品として管理している取扱いとなっていた。

そこで、貸付物品に係る手続及び管理を適正に行うよう求めた。

## 措置の概要

多摩南部地域病院では、平成25年度末現在の使用状況報告で都に提出したリストに基づいて平成26年12月に貸付物品全ての現物確認調査を実施し、貸付物品の有無を把握した。

病院の調査結果を受けて、病院経営本部では平成27年2月16日に現地調査を 行い、内容に間違いがないことを確認した。

また、本調査結果を踏まえ、平成26年度末現在の使用状況報告を受け、適正に 処理を行った。

今後は、毎年11月頃に実施している公社所有固定資産の現物確認と同時に、貸付物品も現物確認を行うよう改善する。

#### (4) その他

○ 必要な改修を速やかに行うため、局との連絡体制を見直したもの

平成26年財政援助団体等監査 No. 102 (P. 73)

## 指摘の概要

公益財団法人東京都公園協会が指定管理者として管理している葛西臨海公園の消防設備の保守点検の結果について見たところ、展望レストハウスの排煙窓について、 平成24年4月及び平成25年4月の点検で修理を要すると報告されていた。

しかしながら、協会は、修理を検討したものの、大規模な改修となることが判明し、速やかに施工を担当する建設局に協議すべきところ、これを行わなかった。

このため、2年以上にわたり、排煙窓が改修されない状況となっていた。

そこで、協会及び局に対し、必要な改修について協議を適切に行うよう求めた。

## 措置の概要

建設局は、協会に対し、消防設備の保守点検など公園施設に係る点検調査の結果 とその対応策、対応結果の報告を義務付けるとともに、大規模な改修が必要な場合 には、協議を行うよう指示した。

協会は、葛西臨海公園展望レストハウスの消防設備について、局へ説明し、所轄 消防署と協議した結果、平成27年度に改修を行うこととした。

今後は、局からの指示を踏まえ、対応策の報告と大規模改修が必要となる場合の 協議を適切に行う。

#### 4 行政監査

#### (1) 債権管理等

○ 債権回収に必要な取組に空白が生じないよう、毎月担当者間で進捗状況を確認することとしたもの

平成26年行政監査 No. 112 (P. 80)

## 指摘の概要

都立病院は、未納となっている診療料等について、病院経営本部が定めた「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」により、患者等に対して督促、出張整理その他債権の保全及び取立てに必要な措置を講ずることとしている。

また、要綱及び要領に基づく措置が困難な案件については、本部が各都立病院から案件を引き継ぎ、本部職員が患者等に対して債権回収に必要な折衝・交渉を行っている。

しかしながら、本部が豊島病院及び駒込病院から引き継いだ案件について見たところ、患者等との折衝・交渉が4年5か月以上行われていない事例が42件見受けられた。

## 措置の概要

病院経営本部では、平成26年度に、6件は東京都債権管理条例に基づく債権放棄、3件は債務者の破産により不納欠損処理を行った。

他の案件については、引き続き催告手続を進めており、1件は完納、10件は分納履行中、残りの案件についても転居先調査、現地訪問などの取組を実施している。

今後とも、病院からの引き継ぎを適切に行い、引継案件については、担当者間で毎月末に折衝・交渉の進捗状況を相互確認することにより、適切に進行管理をしていく。

#### 5 各会計歳入歳出決算審査

#### (1) 財産の登載

#### ○ 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの

平成25年度各会計歳入歳出決算審査 No. 15、16 (P. 24)

財産に関する調書において、債権1件が計上漏れ、無体財産権(特許権)1件が 過大に登載されていたため、修正を行った。

# 第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は118件(指摘:117件、意見・要望:1件)であり、 残る41件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検 討中となっている。

#### (表4) 措置の進捗状況

(単位:件)

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成24年 定例監査	平成 24.1.6	指摘	126	119	5	2
(平成23年度執行分)	~平成 24. 9. 6	意見・要望	5	5		_
	1 /// 21. 0. 0	計	131	124	5	2
平成24年 行政監査	平成 24. 9. 18	指摘	17	11	3	3
(土地及び建物の運用・管理 について)	~平成 25. 1. 31	意見・要望				
(2,2(, ()	1 /00 20: 1: 01	計	17	11	3	3
平成25年	平成 25. 9. 17	指摘	60	5 6	4	0
財政援助団体等監査	~平成 26. 1. 30	意見・要望	_	_		
	1 /3%, 20. 1. 30	計	60	56	4	О
平成25年 行政監査	平成 25. 9. 19	指 摘	1 5	12	2	1
(東京都における災害対策 ~発災直後における組織体制の	~平成 26. 1. 30	意見•要望	_	_	_	_
機能維持について~)	十八人 20. 1. 30	計	1 5	12	2	1
亚出 0. 5 左连	亚比 26 7 14	指 摘	1 1	9	2	O
平成25年度 各会計歳入歳出決算審査	平成 26.7.14 - 平成 26.9.4 -	意見・要望	_	_	-	
	一个规 20. 9. 4	計	1 1	9	2	O
亚出名 6 年 - 京原原本	₩₽ 0C 1 C	指 摘	84	54	26	4
平成26年 定例監査 (平成25年度執行分)	平成 26. 1. 6	意見・要望	_		_	_
(平成23平度新1万)	~平成 26. 9. 4	計	84	5 4	26	4
	₩- <b>1</b> 00 1 0	指 摘	27	_	24	3
平成26年 工事監査	平成 26.1.9	意見・要望	_	_	_	_
	~平成 27. 1. 15	計	27	_	24	3
T-10.0 F	₩-₽ 00 0 11	指 摘	63	_	42	2 1
平成26年	平成 26. 9. 11	意見・要望	6	_	1	5
財政援助団体等監査	~平成 27. 1. 29	計	6 9		43	26
	亚 <b>子</b> 00 0 10	指 摘	11	_	9	2
平成26年 行政監査	平成 26. 9. 16	意見・要望	_	_	_	_
(債権管理について)	~平成 27. 1. 29	計	11	_	9	2
		指摘	414	261	117	3 6
合	計	意見・要望	11	5	1	5
		計	425	266	118	4 1

# 第3 通知の内容

# [平成24年定例監査]

	-# 15 1 111 mm -			
番	対象局	事項	トロップ 監査結果の要約	講じた措置の
号	<b>刈</b>	尹垻	<u> </u>	概要
	港湾局	運の告と証べいである検う	東京港管理事務所は、港湾法(昭和25年 法律第218号)に基づき船員用厚生施設として都が整備した東京海員会館(以下「会館」という。)をAに対して使用許可を行い、A は船員用厚生施設として運営を行っている。 所は、海員会館の使用を設として運営を行っている。 所は、海員会館の使用を設定して連営を行っている。 所は、海員会館の利用状況り、所は改善等の他に対し、施設ので選ばいる。 ところで、Aが提出した収を状況報告書等について見たところ、所に対し、本書中で表別では、管理運営状況をな指示を行うため、Aに対し、報告すべき事項、計上の方法、収支状況報告書を定め報告を求めるべきところこれを行っため、①船員、収支機整中の方法、収支状況報告書でいないため、①船員、収支に書談のできない、②昼食、一、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、	東海のにすに① ② ③ ④ ⑤ ●書訳 一等宿付いをされい明治チ明頼営を会で、調査のにすに① ② ③ 報 を 事別 を 事別 を 事別 が 要書 議付 とこの 及 根 及 状 場 まで の の の は で で で で で で で で で で で で で で で

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
2	港湾局	サンタ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	東京港管理事務所が港湾法(昭和25年法律第218号)に基づき、Bへ使用許可している船員用厚生施設について見たところ、次のような事例が認められた。 ① 芝浦サービスセンター多目的ホールは、利用規程では2時間単位で使用できることになっているが、実績報告では午前、午後、夜間に区切って利用率が計算されている。 ② 有明サービスセンターの大会議室、小会議室の過去3年間の利用件数が10件台となっている。 また、利用目的や利用時間、利用者の確認もしていないことから、利用が低迷している具体的な理由等についても、Bは的確に検証していなかった。	概要  ① 利用規程の見直し等により、多目的ホールで行われているフットサルを明確に対した明確に対した。とともに、利用実利用式とものととものした。ととものした。というととものした。というととものして、利用にはなるようというというという。というというというでも、これでは、一ても、は、一ても、は、一でも、は、一でも、は、一でも、は、一でも、は、一でも、は、一でも、は、一でも、は、というには、できないがいが、できないがいが、できないが、できないがいが、できないが、できないが、できないがはないがいが、できないがはないがはないがいいがいが、できないがはないがはないがいがいいいいがはないがいがいがいいいがいがいいいがいがいいいがいがいいいがいがいがいが
3	港湾局	収が適くでである。	東京港管理、滞納整理事務等について、① 調定の では、 できない、② では、 できない、② では、 できない、② では、 できない、② できないない、② できないない、② できない、② できないない、② できないない、② できないない、② できないない、② できないない、② できないない、② できないない、② できないない、③ できないない、③ できないない、③ できないない、③ できないない。 また、総務部は、平成 2 1 年 3 月に できないない。 また、総務部は、平成 2 1 年 3 月に できないない。 また、総務部は、平成 2 1 年 3 月に では、本のでは、、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本	東京港管理の交渉記録に 「では、「備に 「では、「横に 「では、「横に 「では、「横に 「では、「横に 「では、「では、」では では、、まずいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
4	水道局	多まのタ件にきなり、名適す	多摩水道改革推進本部(以下「本部」という。)は、「平成23年度多摩地区営業業務委託」(契約期間:平成23.4.1~平成24.3.31、契約金額:26億396万6,326円)により、多摩お客さまセンターにおける給水開始等、水道使用コンドラーションはないまける給水開始等、水道使用コンドラーションには、大き、大道使用の多摩お客を、にている。とことには、本件契約の多摩お客をでは、本件契約の多摩お客をでは、本件契約の多摩お客をでは、本件契約の多摩お客では、本件契約の多摩お客では、本件契約の多摩お客では、本件契約の多摩お客では、下「PUC」という。)とする等の代表では、本件契約の多摩お客では、「中の大き、「中の大	

37				講じた措置の
番号	対象局	事項	監査結果の要約	概要
				似安
5	水道局	区部お客 さまセンタ	サービス推進部は、「平成23年度お客様センター業務委託」(契約期間:平成23年	指摘の内容を踏まえ、業務 処理基準の見直しを行い、平
		一のオペレ	4月1日から平成24年3月31日まで、契	成27年度契約については、
		· ·		//
		ータに係る	約金額:21億7,753万2,000円)	電話対応時間及び応対記録
		人件費を適	により、区部お客様センターにおける受付業	
		正に積算す	務を株式会社PUC(以下「PUC」という。)	績とし、積算を行った。
		べきもの	に委託している。	
			この業務委託においても、積算の考え方	
			は、多摩地区と同様、業務処理基準に合理的	
			な根拠がなく、適正でない。	
			また、契約の仕様書には同様に業務処理基	
			準を定めており、1件当たりの平均応対時間	
			等について受託者に報告を求めることとな	
			っているにもかかわらず、平成22年度まで	
			は報告を求めていないため、平成23年度の	
			契約時において、積算上考慮に入れることが	
			できないものとなっていた。	
			部は、PUCからの報告により応対時間の	
			実績を把握した上で、これを考慮するなど、	
			合理的な根拠に基づいて電話関係業務の所	
			要時間を見積もり、オペレータ人件費の積算	
			を適正に行われたい。	
			- C /型ユニ(〜   1 4/4 0/ C v ○	

# [平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)]

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	7/1/2/(/-5			概要
6	建設局	代払た切きもの向をう	局は、道路の拡幅等を計画的に推進するため、用地買収の対象となった関係人にあっせんするための代替地を多数保有している。ところで、代替地の管理状況について見たところ、次のとおり適切でない状況が見受けられた。 局が所管する代替地(所在地:品川区小山台一丁目、面積:173.32㎡、台帳価格:4,813万1,536円)について、局は、代替地としての利用を考えているが、隣地の所有者が確認できないことから、境界確定ができていない。しかしながら、代替地の売払いには境界確定が必要であるため、局は、引き続き、境界確定の準備に努めていく必要がある。	たび、大きのでは、大きのでは、大きの事と行い、は、いい地のも、との性地がめる関等通情で調こ地利境するなこを、のい、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きな

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	建設局	代替では、おおおからでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	局は、道路の拡幅等を計画的に推進するため、用地買収の対象となった関係人に対しあっせんするための土地を代替地として多数保有している。 代替地は、関係人との交渉に当たって、関係人からの要求に応えるために保有しておく必要があることは認められるものの、監査日(平成24.10.18)現在、10件の代替地については、取得ないし所管換えを受けた日から20年以上を経過していた。 これらの代替地は、条件に見合った関係人へ日常的にあっせんされているにもかかわらず、長期間にわたって局が保有を続けていることから、代替地としての有用性について、検証をする必要がある。	概要 20年以上代替地として保有している土地全10件のうち、土地全10件のうち、売払い要望がある各地では、各種では、大きが関うち、作りに、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが
8	警視庁	びの がの がの がの がの がの がの がの がの がの が	庁が所管する神宮前寮建設予定地は、財務省から買収した土地(面積:50.41㎡、台帳価格:2,683万801円)と個人から寄付された土地の一部(面積:299.26㎡、台帳価格:2億74万5,973円)である。 この土地は、平成15年9月に寄付を受けた後、同年11月に財務局が選とら、月頃を見た後、同年11月に財務のである。まれていることが判めらいたで、方年11月の処理について、関連を行って、のと当該土地の処理についてある。ところで、あけを受けた土地についまがといたものである。ところで、方には、本地についたのである。ところで、方には、本地についたのである。ところで、方には、本地についるがありますが、当該土地のの、財務局へ引き土地ので、対したいという理由がらは、当該土地の交換を申し入れたことが認められた。しかしながら、庁は、事務担当者に異いて、は、事務担当者に異いて、は、事務担当者に異いて、は、事務担当者に、当該敷地をそのまま使用さている。	市は、 で表するは可所谷換ので表表谷所評の、で務を で表するは可所谷換ので表表谷所評の、で務を で表するは可所谷とに交外とので表表谷所評の、で務を で表するのでは、で変が、ののは記でので、表しいので、であるで、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、表するので、など、表で、表するので、など、表で、表するので、で、表するので、で、表す。とので、表するので、で、表す。とので、表するので、ので、ので、で、表す。とので、ので、で、表す。とので、ので、で、ので、で、ので、ので、で、ので、ので、で、ので、で、ので、ので、

# [平成25年財政援助団体等監査]

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
9	都市整備局 (東統公 社)	施設では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	公社多摩川住宅(調布市染地三丁目)には、居住者の利便施設として集会所のほか、野球場及びテニスコート(以下「野球場等」という。)が併設されている。ところで、利便施設の使用に関する事務処理について見たところ、以下の状況が認められた。 公社は、集会所及び野球場等の使用料及びキャンセル料を使用者から徴収することとしているが、公社の規程には、使用料の徴収に係る条項はあるものの、キャンセル料の徴収に係る定めがない。キャンセル料については、公社の規程が整うまでの間として営業所(現在の窓口センター)所長の決定により徴収することとしているが、監査日(平成25.10.9)現在まで、長期にわたり公社の規程で定めていないことは適切でない。	野球場等については、けびデニー には、けびデニートでは、日子の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
10	福祉保健局(公人東総大大大学)(公人東統一大学)(公人東統一大学)(公)(本学)(公)(本学)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)(会)	連携研究の見直すべきもの	研究所は、①民間企業、国、地方公共団体、公益法人等との共同研究及び受託研究等」という。)、②都立病院等の臨床現場と連携したいる。 共同研究等のと連携している。 共同研究等のない(「公益財団扱要がでは、契約による時間では、大人綱東のでは、大人綱東のでは、大人綱東のでは、大人綱東のでは、大人綱東のでは、大人綱大ので、大人綱大ので、大人綱大ので、大人綱大ので、大人綱大ので、大人綱大ので、大人綱大ので、大人綱大の、大人綱大の、大人綱大の、大人綱大の、大人綱大の、大人綱大の、大人綱大の、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱、大人綱	連携研究については、実施 に大きな、関連 に大きな、関連 に大きな、関連 に大きな、というでは、、関連 に大きな、というでは、、関連 に大きな、というでは、、一般である。 では、、ののでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

番	対象局			講じた措置の
号	(団体)	事項	監査結果の要約	概要
11	産業労働局で、行政を受ける。 (地) はない ではない ではない ではない ではない ではない ではない ではない	建物維持管理力を持つできます。	法人は、多摩地域の中小企業の技術支援を行う拠点として多摩テクノプラザ(以下「プラザ」という。)を設置しており、プラザと同一敷地で、公益財団法人東京都中小企業振興公社多摩支社(以下「公社」という。)、東京都商工会連合会(以下「都連」という。)がそれぞれ独立した建物で業務を行っている。 プラザ、公社、都連の建物維持管理については、3団体が同一敷地内にあることなどがら、①産業労働局(以下「局」という。)が法人に委託を行っており、②法人は、プラザ、公社、都連の建物も含め一括して契約締むし、その金額を局に報告する、③局はその報告して、法人、公社、都連の各団体に、それぞれの建物の面積按分により算出された金額の納入通知書を送付し、各団体は請求金額を支払うこととなっている。 しかしながら、平成24年度の建物維持管理に関する契約を見たところ、プラザの建物にのみ該当しているにもかかわらず、面積按分により算出された金額を3団体に請求している状況が認められた。	プラザに係る建物維持管理費の費用負担については、 「施設の使用及び光熱水費等の負担に関する協定書」別表2「普通財産の貸付に伴う建物維持管理費の算定について」を修正し、それぞれの団体が負担すべきと負担すで1を修正した。 で成27年度分の協定書は平成27年3月27日に締結した。
12	水道局 (株式会社 PUC)	区摩セ務適べ多ま業をうでさー算行の	局は、区部におけるお客を地区における多摩地区におけるお客を、多摩地区における。 摩お客さまセンター運営業務及びサービる。 ところで、区部お客を会社に委託している。 ところで、区部お客を会社に委を書きまセンター業務を会社に委して見たところ、教育訓練(研環費とでいて見たところ、教育訓練は、本の設定の大人件費、②研修施費等が直接と費といた。この教育書とは、でのであって、その経費は計上する必要はは計上する必要がある。また、事務処理基準等更新作業経費である。また、事務処理基準等即制物に係るして計上しており適切でない。このため、これらを直接経費として計上しており適切でない。このため、平成23年度3、388万5、250円が過大では、23年度3、388万5、250円が過大積算となっても、「研修経費①人件費」には成23年度477万6、400円、平成24年度424万6、200円が過大積算となって度424万6、200円が過大積算となって。	区部及び多とである。

# [平成25年行政監査(東京都における災害対策 ~発災直後における組織体制 の機能維持について~)]

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号				概要
13	建設局	非常のを行うである。	局では、東日本大震災を踏まえ、震災等の緊急時に照明、パソコン機器等が最低限必要とする電源の一時的確保を目的として、平成24年3月に可搬式の小型発電機(2.8 k V A)を購入し、各事務所に配備している。ところで、配備するに当り、総務部が定めた発電機の取扱いについての通知(平成24年2月部長決定)を見たところ、各事務所は、発電機を災害対策訓練や操作習熟訓練を通じて定期的(最低年2回から4回程度)に作動させ、保守点検を兼ねて機器の状況確認をすることとしている。しかしながら、9事務所における発電機を用いた作動訓練等の状況が認められた。 ① 第四建設事務所、南多摩東部建設事務所、北多摩南部建設事務所の3事務所では、配備時から1回も作動訓練を行っていない。 ② 江東治水事務所では、庁舎を同じくする第五建設事務所に配備された発電機は1回も作動させていない。 ③ 第六建設事務所では、平成24年度は月1回作動訓練を行っていたが、平成25年度は、特段の理由なく、監査日(平成25.10.17)現在まで作動訓練を行っていない。	非常用発電機を配備した全ての事務所について作動訓練等の計画を立て、平成26年度内に定期的な訓練を行った。
14	建設局	工区 食糧 等の 備ら がきもの 時きもの かきもの かきもの かきもの かきもの かきもの かき がき がい かい	地域防災計画では、震災直後から72時間以内において、救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策等を講じるとともに、こうした活動を円滑に実施するためには、備蓄物資等の供給も重要な取組であると定めている。ところで、建設事務所が所管する工区等は、建設事務所とは別の場所に位置し、職員が常駐し勤務しているが、51か所中45か所の工区等については、食糧及び飲料の備蓄がなされていない状況が認められた。これに対して、局では、工区等職員分の備蓄品については、当該工区等を所管している建設事務所に一括して備蓄し、震災時には、建設事務所勤務の職員が工区等へ持参し届けることとしている。しかしながら、震災により道路が途絶し工区等が孤立することなどを想定すると、工区等全職員の食糧及び飲料を持参し送り届けることが難しくなる可能性があることから、事前に工区等へ配備しておく必要がある。	食用のα化米が総務局 より納品され、各工区

# [平成25年度各会計歳入歳出決算審査]

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
15	都市整備局	債権につ いて	債権1,072万3,200円(耐震化資金融資制度預託金)が計上漏れとなっている。	平成26年10月31日 付26都市総企第411号 「公有財産、債権及び基金増 減異動通知書(平成26年上 半期分)の提出について(回 答)」により、「公有財産、債 権及び基金増減異動通知書」 を会計管理者へ提出し、修正 手続を行った。
16	福祉保健局	公有財産 について <無体財産 権>	無体財産権1件(スタフィロコックス属細菌由来のコアグラーゼ型の検査方法及びそのためのキットの特許権)が過大に登載されている。	所管事業所において、財産 情報システムからの削除を 起案・決裁し、平成26年 8月27日付けで財産情報 システムからの削除(台帳閉 鎖)を行った。 また、総務部契約管財課に おいて、複式仕訳処理も行った。 公有財産増減異動通知書 について、平成26年度上半 期分として、平成26年 10月31日に会計管理者 に提出した。

# 〔平成26年定例監査〕

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号				概要
17	オク・ピックンパーの一番を持ちます。	指か事求の証きを変換べる。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	スポーツ推進部は、駒沢オリンピック公園 総合運動場の管理運営について、公益財団法 人東京都スポーツ文化事業団を指定管理者 として施設の管理運営を行わせている。 法人は、「駒沢オリンピック公園総合運動 場の管理運営に関する基本協定」に基づき、 施設の管理運営業務、利用者に対するサービス提供事業、スポーツ振興事業、自主事業を 行っている。 部は、基本協定に基づき、四半期ごとに、 「四半期報告書」により管理運営業務の実施 状況、利用料金、事業収入などの収支状況等を、毎年度終了後には、「事業報告書」により、年間の管理運営業務の実施状況及び、 状況の報告を、事業ごとの内訳を付して、法 人から報告を受けている。 そこで、事業報告書について見ると、法人 の支出金額を計上していないことなどにより、自主事業の収支差額など4つの項目で約 1,500万円が誤って記載されていた。	指定管理者に対し、 報告を持ては、 を精査した。 に対し、 は、中事務連合をは、 の事務をは、 の事務をは、 の事のでは、 の事では、 のの事でに ののまた。 ののまた。 ののでもを を行うこと。 ののでもでも を行うる。 のののまた。 ののでも でもを ののでもでした。 ののでもでした。 ののでもでした。 ののでもでした。 ののでもでした。 ののでもでした。 ののでもでした。 ののでもでした。 ののでは、 ののでもでした。 ののでは、 ののでもでした。 ののでは、 ののでもでで、 ののでは、 のので
18	環境局	仕様書を 適切とも るとの でをも るべきも	自然環境部は、都内のカラスの生息数を減らすため、3件の単価契約を締結し、カラスの捕獲・処分及び巣の撤去等を行っている。これらの契約について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。アトラップによるカラスの捕獲・処分について(ア)巡回作業の回数について、仕様書で1回の割合の実施を基本としているが、3日に1回)の6割程度にとどまっている。(イ)部は、処分数には年度当初に都から四として提供したカラスの数が含まれているとしているが、囮用カラスの経費になっていない。イ公園等の巣の撤去等について、仕様書では複数回行うこととされているが、作業実績を見ると、1回しか行われていない箇所、1回も行われていない箇所が見受けられた。	平成27年度契約において で、仕様の明確化及び適以しを で、仕様の明確化及び適以しを 行確認を行える見直し仕様まり、 行った。 一会後沿った。 一会にいてでいてでいる基回になるでで、 でででのしたを見回してもりででである。 を持ちまででのしたととででは、要話に1回と横でのである。 をはったとと見回いたととででは、 をはったととででいるとはでは、 でのにないででは、 をはったたととででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないででは、 でのにないでは、 では、 では、 では、 では、 でが、 でが、 ででは、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが

(イ) 仕様書では受託者が施行計画書を提出 することが規定され、提出された施行計 画書には主に4、5月の実施が計画され ていた。

しかし、計画とは異なり7月において も作業が行われたため、カラスの生息数 を減らすという事業効果が十分に見込 めない実施状況となっている。

(ウ) 巣の撤去作業のうち「ザイル、登降機 (木登り機) などの補助道具や高所作業 車を使用しなければ巣の撤去が行えな い作業」(困難作業) については、標準 作業に比べて高い単価を設定している。

この困難作業か否かの判断について、 部は、標準作業においても高所作業車を 使用する場合もあることから作業の状 況に応じて受託者の申請に基づく個別 協議により判断することとしている。こ のため、困難作業の単価で支出したこと が適正なのか不明確となっている。

これら3件の契約いずれにおいても、仕様 書が明確でないことや仕様書に従って履行 がなされているか書類等により確認できな いことが認められ、適切でない。

に報告し、委託完了時には、 作業開始時と同等数の囮カ ラスを残し都に報告するよ う仕様書に明記し改善した。 イ(ア)について

捕獲作業等の回数については、「複数回捕獲作業等を行うことを基本とするが、捕獲作業等の回数、間隔は、監督員と協議して決定する」としている。

しかし、その協議記録が残っていなかったことを踏まえ、平成27年度以降は、都と業者の協議記録を必ず書面で残し、結果を明確にしておくよう改善する。

#### イ (イ) について

作業の時期については、事業効果が十分に見込める繁殖期が適当であるため、平成27年度以降は、仕様書に「卵・幼鳥については、繁殖期に効率よく採取・捕獲を行うこと。」と明記し改善した。イ(ウ)について

これまで、高所作業車を使用する作業は「困難作業」としていたが、現実には履行場所におけるカラスの営巣箇所(10m以上の樹木など)は高所作業車を使用しなくては、巣の撤去等ができない。

したがって、平成27年度 からは、高所作業車を使用す ることを標準として、仕様書 において、標準作業と困難作 業を分けて明記し改善した。

				-# 12 4 4 2 4
番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
19	福祉保健局	都学科の 授を で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	都立看護専門学校では、生活保護受給世帯の者や生活保護受給世帯と同程度の世帯の者等に対して、授業料の減免を行っている。減免申請に際しては、対象生徒が所得等の収入額を申請することとなっているが、対象者であっても、「東京都看護師等修学資金」(以下「修学資金」という。)の貸与を受ける生徒は、収入申請額にその貸与金を合算して申請することとなっており、その合算額が減免対象の収入基準額を上回る場合は、授業料減免の対象外となる。ところで、青梅看護専門学校における授業料減免の事務手続について見たところ、学校は減免申請者Aに対し平成25年6月28日付けで授業料免除の許可を行って、貸与額を含めた収入額が収入基準額を上回るが、Aは修学資金の貸与を受けており、省を含めた収入額が収入基準額を上回るため、授業料の免除を受けられない生徒であることが認められた。学校は、授業料の減免を適正に行うとともに、免除とした授業料(10万6,300円)を徴収されたい。	修学資金審査結果の確認に26年6月23日に看護専門学校長名を開催し、平成26年6月23日に看護専門学金担連携を開催し、免担連携を開催し、免責を開催した。 Aに対した。 Aに対した。 Aに対したが受賞者の出土をを関め、把握漏れ防止のでは、一次を開催した。 Aに対したが、一方では、一方ででは、一方でである。 27年2月27日では、一方でである。 27年2月27日では、一方でである。 第27年2月27日では、一方でである。 第27年2月26日かった。
20	病院経営本部	任守項、が施る認の 情にの 点にてをき	小児総合医療センターにおいて「人工呼吸器外1点の借入れ(単価契約)」(推定総金額:960万7,500円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書には、保守点検の予定時期、間隔、条件等(以下「予定時期等」という。)及び保守点検報告書の提出といった事項が定められていない。このため、病院は、賃貸人から保守点検の予定時期等や実施状況の報告を受けておらず、保守点検の実施の有無及び内容を確認していない。	契約業者に対し人工呼吸 器の保守点検の有無につい でをところ、いずれも 適正に実施していることが 確認できた。 また、平成27年度以降の 契約仕様書に、保守点検問隔の報告及び 関、点検間隔の報告及び保書 規と加筆した。 これにより、機器ごとに保 守点検の予定時期認して に、実施状況を確認してい く。

番	<b>以</b>	<b>東</b> 塔	た木 生田 の 亜 仏	講じた措置の
号	対象局	事項	監査結果の要約 	概要
21	病院経営本部	保守はある。とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	駒込病院において「自動圧調整CPAP装置の借入れ(単価契約)」(推定総金額:36万2,250円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書には賃貸人は定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することとしている。しかしながら、病院は、規定されている保守点検報告書の提出を賃貸人から受けているとしているが、これは保存されておらず、賃貸人による保守点検の実施が確認できない状態となっている。また、仕様書では保守点検の実施確認に必要な予定時期等に係る事項の定めがないため、保守点検報告書が保存されていたとしても、その保守点検が適切に実施されたかどうか確認できない状態となっている。	自動圧調整CPAP装置 の保守い3年に1回行機と1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機とは1回行機と1回行機と1回では1回では1回では1回では1回では1回では1回では1回では1回では1回では
22	病院経営本部	保係期し、守施べ守る等た適点をきを上切検確も	多摩総合医療センターにおいて「自動圧調整CPAP装置の借入れ(単価契約)」(推定総金額:730万5,375円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)の契約について見たところ、仕様書では、賃貸人が、定期保守点検終了の都度、報告書を作成し、患者の確認を受けた上で病院に提出することと規定されているが、厚生労働省医政局から通知された「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(医政指発第0330001号・医政研発第03300018号。以下「通知」という。)に基づく保守点検についての予定時期等の事項は、別途、保守点検業務に関する基本契約で定めるとしている。しかしながら、病院は、保守点検業務に関する基本契約を締結していないため、賃貸人から保守点検報告書の提出を受けている。の、その保守点検が予定時期等に基づいて実施されたかどうか確認できない状態となっている。	通知に基づのによる。 自動保団のに1 の定に1 の定に1 の定に1 のでのでは3年に1 のでのでは3年に1 のでのでは3年に2 のでのでのでででででででででででででででででででででででででででででででで

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
23	産業労働局	債権管理を適ごさもの	各職業能力開発センター及びセンターが 所管する校(以下「センター等」という。) は公共職業訓練を行っており、訓練生に授業 料を納めさせている。 授業料の徴収、滞納者への催告等に関する 事務処理については、雇用就業部が定める 「都立職業能力開発センター授業料事務づき、しいう。)によれば、滞納者への催告についる。 この手引きによれば、滞納者への催告については、①文書催告、電話催告及び自宅訪問 催告をいずれも半期に1回以上行うこと、② 催告文書が返戻された場合など所在不明のときは、所在調査(住民票の確認等)を行う こととしている。 また、催告を行った内容については、「授業料債権個人別管理簿」(以下「管理簿」という。)に記載することとしている。 ところで、平成25年度における城東職業 能力開発センター江戸川校の管理簿等を確認したところ、6名について、手引きどおりに文書催告等を行っていないものが認められた。	「都立職業能力開発を」という。 「都立職業能力開発を」という。 「教育者の債務が消して、 「おいった」を 「いった」を 「いた」を 「いった」を 「いった」を 「いった」を 「いった」を

番 対象局 事項 監査結果の要約	講じた措置の
24 産業労働局 利用規程 に利用申込 み等の手続 に関する定 めを整備し 都と利用者 との法律関 係を明確に すべきもの の 東 (以下「農場」という。) として整備する ② 所は、この事業に賛同した地元農家等を 農場利用者 しいがは、利用者で構成する組合と委託契約を締結し、組合は、利用者が生産・収穫した農産物を、供給業者を通して都心部の学校給食へ供給する となっている。 ところで、この事業の運営状況について見たところ、次のとおり不適正な状況が認められた。 所は、農場の利用者に関する事項や利用に当たっての順守事項等について「とうきょう元気農場利用規程」(平成25年4月1日付	概要  利規を改善を表表した。  利用で結合者である。  利用で結合者である。  では、要のでは、要のでは、では、要のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

番	お色日	車™	た本は田の亜約	講じた措置の
号	対象局	事項	監査結果の要約	概要
25	産業労働局	を 一 の に は は の の の に い 取 い に に い ま に い ま に の の の に き に の の の に の の の の の の の の の の の の の	農業には、島しょを経営の本語をは、一次の事業には、島しょを経営の事業としたを行って、の事業が関係の地域等の事業としたを行って、の事業が関係を受けない。の事業が関係を受けない。の事業が関係を受けない。の事業が関係を受けない。の事業にが、のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	平成27年度から、学校治のというでは、地域には、地域には、地域には、地域には、地域にでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のでは、生産のででは、生産のででは、生産のででは、生産のでででは、地域では、生産のでは、生産のでは、生産のでででは、地域では、生産のでは、地域では、大きののは、は、大きののは、は、大きのでは、いきのでは、

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号			血且加入。又以	概要
26	産業労働局	施品適べ で理行の	「平成25年度食の安全安心・地産地務委託」(契約期間:平成25.4.1~平成25.4.1~下東業とうきょう元気農場:480万6,000円、以下「委託契約」という。)では、程合は、農産物供給業務のほか、新が所有する農場内の施設及び備品類のとところで、ところで、ところで、ところで、ところで、ところで、ところで、ところで	(ア) 名 (ア) 成 (ア) は (ア) 成 (大) と (大) と

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
27	建設局	道辞をいたいにきのをいたいにきもから、録をはいる。	南多摩西部建設事務所は、所が管理する道路施設について、道路施設定期点検調査委託契約を締結し、実施している。 「道路施設点検調査要領書」によれば、受託者は点検でランク1 (対応の検討)との要にでは、詳細点検実をでした。 「道路施設について、所に報告するので、所に報告するで、点検実をでいる。で、点検書をで、点検書を表しているがランクがランクを表して、詳細点検を実施している。とは、詳細点検を実施しているので、は、対ののでは、監査を関連している。とが認められた。とが認められた。これに対して、計算をでは、当該4施設はあったがあられた。これに対してが必要との場合といるが必要とのような判断に現場を確認しているが必要とのような判断に現場をでといるのがが不明確であり、また、されたとは適正でない。	指摘事項にある判断経緯について、報告書に記載し、 課内で決裁を取ることにより、詳細点検を実施しないと 判断した記録を残した。
28	建設局	橋 りょう の定 の を 適 で で の	道路管理部は、局が管理する橋りょうを安全に保全していくために行う各種の点検について、「橋梁の点検要領」(以下「要領」という。)を定めている。 各建設事務所では、所管の橋りょうについて、要領に基づく各種点検を行い、補修の必要があると判断した場合は、損傷に応じた補修や補強を実施している。また、部によれば、定期点検で総合健全度がDランク(注意)又はEランク(危険)と判定された橋りょうについては、3か月に1回の頻度で定期巡回を行うこととされており、定期巡回の実施後は、点検結果を「記録することとしている。そこで、各建設事務所における定期巡回について見たところ、西多摩建設事務所、北多摩南部建設事務所及び北多摩北部建設事務所では、日報が作成されていないことから、要領に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が行われたか確認できない状況が認められた。	施に際しては、要領に基づき 日報を作成した。 引き続き要領に基づき日

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
29	建設局	道路では、契約をは、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位で	第一建設事務所は、南青山の都道について、所轄警察署からの連絡に基づき現地を確認したところ、複数箇所で路面に亀裂が生じているなど、損傷が激しく、緊急に補修する必要があると判断したため、「路面補修工事緊急施行特例都道赤坂杉並線(第413号)港区南青山2丁目地内」(工期:平成25.5.24~7.16、契約金額2,205万円)を実施している。一方、この道路は、所が、道路巡回点検を行いるが、道路巡回点検日報にはこのが、道路巡回点検日報にはこのいて記載されていなかった。道路管理部は、委託による道路巡回について記載されていなかった。道路では道路巡回にかった。道路のの、受託者が自ら対応できないて、道路のの、受託者が自らができないながら、受託者が自らがでは道路巡回点検日報に記載した場合については、マニュアル等では道路巡回点検日報に記載したがら、所は道路巡回点検日報への記載を必ずしむ求めていなかったとしているしかしながら、緊急補修を要する道路の日報について、道路巡回日報に記載されないことは適切でない。	維持担当係長等を委員とした「道路維持関係検討会」を 設置し、平成26年8月6日 及び同年9月4日に検討会 を開催した。

				<b>準じも 世界の</b>
番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
75				概要
30	港湾局	港び施点にものをう	東京港管理事務所(以下「管理部設」という。)と東京港管理事務所(以下「管理部設」という。)と東京、と東京、と東京、と東京、と東京、と東京、と東京、と東京、と東京、と東京、	7000000000000000000000000000000000000

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
31	港湾局	外郭防潮 堤及の一道 に 検う が もの	建設事務所は、外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検のうち、陸上からの巡回点検について、委託により実施している。この契約の仕様書について見たところ、 ① 業務内容について、「港湾構造物点検マニュアル」(以下「点検マニュアル」という。)に定める全点検項目及び施設ごとの点検方法を示すべきところ、項目が網羅されていない。また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない。 また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない。 また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない。 また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない。 また、施設ごとの具体的な点検方法も示されていない。 は、点検箇所ごとの異常の有無及び異常の有無となっており、点検項目ごとの異常の有無となっており、点検項目について漏れなくにより、対象施設の点検項目について漏れなっている。	平成26年度は、受託者に対し点検マニュアルに定める点検項目及び点検方法を書面で指示した。 平成27年度の委託においては、点検マニュアルに定める点検項目及び点検でニュアルに定める点検でに、報告書も点検マニュ、点検でに定める様式に修正し、点り込んだものとした。
32	港湾局	指示を適正に行うできもの	単価契約工事は、補修等の対応が必要な事 案が発生した場合、契約書に定める工種、発 注限度額及び工期の範囲内で、受託者にの ある。 この指示について見たところ、東京港管理 事務所では、次のとおり適正でない事例が認 がられた。 ア 指示記録簿の作成 「指示記録簿」の作成及び課内決定を行っておらず、ました説明及び確認行為を行っておらず、ました説明及び確認行為を行っておらず、ました説明及び確認行為を行っておい。 イ 指示日の決定 指示日の決定 指示日の決定 指示日の決定 指示日の決定 指示日の決定 指示日となっている事例をしている事例があり、要領に定めた手続による指示及び施工となっていない。 ウ 執行管理 指示記録簿を作成しておらず、所定のきる指示といることから、現となっておらず、所定のきたでいることかいまま受託者に指示し超過ないます。 ウ 改進を変えたいない。 ウ 執行管理 指示記録簿を作成しておらず、所定のきたであることかいまま受発においている。 とないままであることがよれてもないままである。この出ることがより、においても対している。 を防止できない状況となって、別の契約に対している。 は、支出している。	ア 指示記録簿の作成 単価契約、指示内容を実施簿簿」を作成、指示内容を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	小小小	平久	血量和木の安心	概要
33	港湾局	検収行の で で が の	港湾整備部が最大の 要領」では、受託者は、 要領」とともに工事に 理に係る「廃棄物のとときない。 とともに工事を関係を 理に係る「の関係書は、 にのの関係書は、 では、次のとおりのでは、 をのでは、次のとおりのでは、 をのでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 をでは、次のとおりのでは、 ででは、次のとおりのでは、 ででは、次のとおりのでは、 ででは、次のとおりのである。 でのでは、次のとおりのである。 でのでは、次のでは、 ででは、次のとおりのでは、 ででは、次のでは、 ででは、次のでは、 ででは、次のでは、 ででは、ないである。 ででは、 でいない、 にでいない、 にでいない、 にでいない、 にでいない、 にでいない、 にでいない、 にでいない、 にでいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいない。 にがいないないない。 にがいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	ア 指示

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	7.3 20.100	T'A		概要
34	港湾局	単価である。	港湾整備部が策定した「単価契約工事実施要領」において、単価契約工事は、港湾施設、海岸保全施設等の維持管理に関して、総無無と、地域の地域では対応が困難な即時性又は小規模性のある工事を対象としている。また、単価の設定に当たっては、即時性又は小務単価を割り増したごとの有無につり、割増単価を割り増したごとの有無についる。を当時にといる。を当時では、地域のでで、おいので、東京港管理事務所及び東京港といるが、東京港管理事務所では、港湾施設の利応している。を当時では、港湾施設の利応により適切でない事例が認められた。 ① 東京港管理事務所では、港湾施設の利応に、おいて、おいでは、港湾施設の利応とおり適切でない事のが認められた。 ② 東京港管理上が表別では、海岸保全施設の利用では、海岸保全施設の手に、が認められた。 ② 東京港建上がの地域を関連を対応に、海岸保全施設の表別では、海岸保全を施設のの地域を対象を対象を対域を対象を対して、大きに、海岸に対して、大きに、海岸には対して、大きに、海岸には、海岸には、海岸には、海岸には、海岸には、海岸には、海岸には、海岸に	① 補修事を、補修では、
35	港湾局	単価契約工事のに導っているである。	港湾整備部は、単価契約工事の適正な執行を図るため、「単価契約工事実施要領」(以下「要領」という。)を定めており、要領に基づく指示手続、検収等の契約事務に係る所定の手続を経ることなどにより、各所における内部牽制・統制が有効に機能する仕組みとなっている。 しかしながら、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において、①指示を適正に行っていないもの、②検収を適正に行っていないものなど、改善を要する事例が多数生じている。  部は、両所に対し、要領の趣旨を徹底するなど、単価契約工事の適正な執行を図る必要がある。	管理事務所及び建設事務 所の各課工務係長会」(平成26年 8月28日開催)において 「単価契約工事実施要領」に で指導した。 具体的に制力を は、 「地で制力を でで関係で を行った。 また、平成26年9月 12日付ける通知を でで関係に なる徹底を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
36	港湾局	工事監督補助をべる。	港湾整備部は、東京港管理事務所及び東京 港建設事務所が行う一部の土木工事の工工事 監督補助業務委託契約」(契約金額:5, 985万円、契約期間:平成25.4.1~ 平成26.3.31)を東京港埠頭株式会社 (以下「受託者」という。)に特命して統結 している。 仕様書において、 ① 受託者は、出来形確認の現場立会等の実 を指助し、監督付出すること ② 本委託の監督員は、対象工事の監督員が 兼務すること ③ 本委託の監督員の業務は、受託者が した監督補助の実績を確認すること ところで、本委託の対象工事のうち、東京 いては、指示前施工や履行遅延となってる 事例が認められた。 所は、工事監督補助の実績を通切に行われたい。 部は、監督を適切に行わせるなど、工事監督補助業務委託を適切に行われたい。	港湾と、管理、管路、 大学のでは、 大学のは、 大学の

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	<b>对</b> 条问	<b>事</b> 切	血且和未の安心	概要
37	港湾局	業果、管にも 変活路をう を通べ	東京港管理事務所は、の管理に対して、「道路等」という。)の管理に対して、「道路等」という。)の管理に対して、「道路等」とを制することを目のでは、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)を締結して、「対して、「対して、「対して、「対して、「対して、「対して、「対して、「対	ア 補係 2 6 理案 応すを必要 1 年告つ及へに、いしを等よった。 2 音ののののののののののののののののののののののののののののののののののの

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
38	港湾局	<ul><li>お頭び理切き</li><li>お上げの</li></ul> お上げるが理りますが出するが出するののの <p< td=""><td>東京港管理事務所は、ふ頭内の樹木・寄植の剪定、除草等の緑地維持管理について、、香語製約を締結している。この仕様書では、月、建設高線地部)に基づき、高木・中理を年2回行うこととしれる。ところで、この製御切でない点が認められた。 ① 業務履行日誌等(月ごとの工程表添付)の提出がなされていない。 ② 高木・・寄植剪にないでない点が認められた。 ② 高木・・寄植剪にないで、ところ、以下の適切でない点が認められた。 ② 高木・中本・寄植剪にして、契約期間の緑地地で検査を行っておらず、契回目の緑地地で検査を行っておらず、契約期間の緑地にはで検査を行っておらず、契約期間の最近により、高大剪にして、表別内訳書におれた完別期間である。 ③ 高木剪には、契約内訳書におれた元夏期剪定といる。本剪定としている。 10月の実施予定としている。中方にもからず、実施されており、実施時期が著している。さらに、完了届に添付された工程表の実施時別と作業記録写真の実施日とに相違がある。</td><td>概要 作業の進捗では、 管報をである。 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一でのいでは、 一でのいでは、 一でのいでは、 一でのいでは、 一でいる。 一でいでは、 一でいる。 一でい。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でい。 一でいる。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい</td></p<>	東京港管理事務所は、ふ頭内の樹木・寄植の剪定、除草等の緑地維持管理について、、香語製約を締結している。この仕様書では、月、建設高線地部)に基づき、高木・中理を年2回行うこととしれる。ところで、この製御切でない点が認められた。 ① 業務履行日誌等(月ごとの工程表添付)の提出がなされていない。 ② 高木・・寄植剪にないでない点が認められた。 ② 高木・・寄植剪にないで、ところ、以下の適切でない点が認められた。 ② 高木・中本・寄植剪にして、契約期間の緑地地で検査を行っておらず、契回目の緑地地で検査を行っておらず、契約期間の緑地にはで検査を行っておらず、契約期間の最近により、高大剪にして、表別内訳書におれた完別期間である。 ③ 高木剪には、契約内訳書におれた元夏期剪定といる。本剪定としている。 10月の実施予定としている。中方にもからず、実施されており、実施時期が著している。さらに、完了届に添付された工程表の実施時別と作業記録写真の実施日とに相違がある。	概要 作業の進捗では、 管報をである。 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一様では、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一さいでは、 一でのいでは、 一でのいでは、 一でのいでは、 一でのいでは、 一でいる。 一でいでは、 一でいる。 一でい。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でいる。 一でい。 一でいる。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい。 一でい
39	水道局	点検を適切に行うべきもの	浄水部は、各浄水場において、中長期的な視点に立った計画的な維持管理を実施するため、「水道施設点検要領」(平成22年3月浄水部、以下「要領」という。)を定めている。 要領によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」(以下「点検」という。)を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。 しかしながら、東村山浄水管理事務所では、東村山浄水場の平成25年度の点検について、第1回(5月)及び第2回(12月)を計画していたが、沈でん池ほか2か所については、第1回(5月)分を実施していなかった。	次のとおり、適切な施設点 検の実施に向けて対応を図った。 ① 平成26年2月に「施設 点検計画書(平成26年度 品質目標兼進捗表)」を作成 品質目標兼進捗表)」を作成 の施設に の施設に 後第1回目を平成26年度の施設に 5月に実施した。 ③ 平成26年度の施設に 4 平成27年度以降も施 設点検計画書を策定していく。

				-# to 1 U.m
番	対象局	事項	   監査結果の要約	講じた措置の
号	7.1 20(1-)	T'A	血上心水等外的	概要
40	水道局	点検計し、施を策をものの	浄水部は、各浄水場において、中長期的な 視点に立った計画的な維持管理を実施する ため、「水道施設点検要領」(平成22年3月 浄水部、以下「要領」という。)を定めてい る。 要領によると、浄水管理事務所及び浄水場 は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」(以下「点検」という。) を行うこととしている。点検については、各 浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その 結果を記録すること、また、問題のある箇所 を把握した場合には、適切な対応を行うこと としている。	次のとおり、適切な施設点 検の実施に向けて、 ① 平成26年4月に平成 26年4月に平成 26年6月に平成 26年6月に小作 浄水場内及が高した。 ② 平成26年6月村 中水場所等を実施した。 ③ 平成26年12月村 がポンプ回目)を実施した。 3 平が場内の施設点検 第2回目)を実施した。 4 平成27年度策定し、 4 設点検計画書を策実施 いく。
41	下水道局	業務に入をである。では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	施設管理部は、業務履歴検索システム(以下「システム」という。)により、管路破損に係る維持補修工事や故障処理作業における業務実施状況の情報などをデータベース化している。 このシステムは、下水道事務所が、各出張所の業務実施状況を確認・把握できるようにすることを目的としており、そのため、部は、出張所職員が行う巡視・点検や故障処理作業等の実施状況をシステムへデータ入力することを各出張所に求めている。ところで、中部下水道事務所において、システムから出力された「故障処理及び直営作業台帳」を見たところ、作業完了となっている事例において、記載内容が不十分であるため、出張所が行った処理内容が不明で、所がシステムによる出張所の業務実施状況の確認・把握を十分に行えない状況が認められた。	業務履歴検索システムの 適正な運用のため、平成 26年3月4日、13日及び 4月9日に事務かとした。 1000 4月9日に事務をとした。 26年3月4日、13日及び 4月9日に事務かとした説明 会を実施し、同システムを 3000 3000 3000 4月9日に表対の 3000 3000 4月9日に表対の 3000 3000 4月9日に、 3000 4000 4000 4000 4000 4000 4000 400

番	<b>共</b> 44日	古石	昨本は田の亜約	講じた措置の
号	対象局	事項	監査結果の要約 	概要
42	教育庁	都開費適べ立講の正き	地域教育支援部は、「都立学校開放事業運営の手引(平成25年度版)」(以下「手引」という。)を定め、各学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」を実施している。手引によれば、教材の購入費や傷害保険の掛金などの実費についてる。また、領収書等の保管とともに現金出し、知識を作成し、公開講座に係る収支を管理し、公開講座にないとされている。ところで、をきされている。ところで、都立とされている。ところで、都立とされているのとおり、適において、材料を購入した領収証やの選問において、材料を購入した領収証がなく、また、現金出納簿がのた。 ② かけいやきの森学園において、材料を購入したの指したがなかった。②の掛金を受講者から事前に徴収せず、担当職員が立て替えて支払っていた。また、受講者の一部からは現金を徴収せず、川川特別支援学校において、刺余金を受す、出川特別支援学校において、刺余金を受でしていた。また、現金出納簿が作成されていなかった。争校は、都立学校において、実費の管理を適正に行われたい。	① でいたいちのは、いいのでは、いいだいちのというでは、いいだいちのというは、いいだいちのというには、いいでいきのでは、いいいでは、いいで、このでは、いい

## 〔平成26年工事監査〕

## 【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
43	財務局	家屋調査の単価設定を適正に行うべきもの	東京都石神井学園(25)プール棟その他解体工事(練馬区石神井台三丁目35番23号、工期:平成25.12.20~平成26.3.14、契約金額:2,924万2,080円)は、老朽化によりプール棟その他の解体を行うものである。ところで、家屋調査の積算については、標準単価がないため見積りを基に単価設定している。このうち、報告書作成費の単価について見ると、誤って見積価格より高い金額を入力したため、積算額約156万円が過大なものとなっている。	建築全部 で付け工事といい。 保全の日上のいではけて事事にははいいでは、 で付けて工事をにないでは、 のいてはいで、 のいて、はないで、 のいて、はないで、 のいて、はないで、 ののし、とので、はないで、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでで、 のののでで、 のので、 のので
44	財務局(島しょ)	埋戻し土 の単価設定 を適さもの	東京都八丈支庁舎(24)付属棟改築その他工事(八丈島八丈町大賀郷2465番地1ほか、工期:平成24.7.24~平成25.11.29、契約金額:2億6,677万3,500円)は、新庁舎の改築に伴い関連施設等の整備を行うものである。このうち、埋戻し土について見ると、特記仕様書では、八丈町建設リサイクルストックヤードから土を搬入し埋戻し土として使用することとしている。しかしながら、積算では、土代として埋戻し用購入砂の単価を計上しており、このため、積算額約214万円が過大なものとなっている。	建築保全部では、では、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
45	主税局	ルームエ アコンのリ サイクル処 理を適正 行うべきも の	平成25年度産業廃棄物等処分委託(単価契約)(大田区西蒲田七丁目11番1号、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31、契約金額:24万4,755円)は、大田都税事務所で排出した産業廃棄物の処分を行うものである。ところで、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)によれば、ルームエアコンは家電リサイクル制度を利用したリサイクル処理をすることが定められている。しかしながら、本委託の産業廃棄物処理について見ると、これとは別の工事で撤去したルームエアコンを、事業所で排出した物と一緒に産業廃棄物として処分している。	平成27年3月17日に 「経理担当係長会」を開催 し、リサイクルにまわすべき 特定家庭用機器についての 解説を行い、適正処理につい て周知徹底した。 また、当該大田都税事務所 に対しては、平成27年1月 15日に再発防止に努める よう周知徹底するとともに、 制度のわかりやすい解説資 料をもって再発防止を促し た。
46	生活文化局	送風機等 のサイズ頭 定を適切に 行うべき の	東京文化会館(25)空調その他設備改修工事(台東区上野公園5番45号、工期:平成25.12.13~平成26.11.21、契約金額:14億6,475万円)は、同会館の本館及び新リハーサル棟の空調設備その他を更新するものである。このうち、新リハーサル棟換気設備の送風機及び排風機7台について見ると、必要な能力に対応したサイズの機器を選定すべきところ、誤って大きなサイズを選定している。このため、積算額約263万円が過大となっている。	指摘の件については、平成26年11月12日付けの契約変更により減額是正した。 同は、平成27年1月6日の打合世においては、下成27年1月6日の打合世において、指摘内容に、指摘工を会話では、備工を会話を表するとの方式を表する。 1月6日の施設係を周知し、四人のの際では、四人のの際では、平成27年1月6日の内容を周知し、四人のの際では、四人のの際では、回人ののでは、回人ののでは、一個のサイズが適かでは、回人ののでは、一個のサイズが適かでは、回人ののでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、回人のでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個のサイズが適かでは、一個の大利のでは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国のは、中国の

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	7.325(7.5)	T.X		概要
47	オク・ピックンピック・プラクを開かれている。	水の強力を強いて適くないである。またのでは、ままでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	若洲海浜公園ヨット訓練所(25)外灯設備改修その他工事(江東区若洲三丁目1番1、工期:平成25.8.7~平成25.9.20、契約金額:507万1,500円)は、ヨット訓練所の外灯、放送設備を改修するものである。ところで、水銀ランプや蛍光管には、微量の水銀が含まれている。これらを一般廃棄物として排出する場合は、自治体によって回収後の取り扱いが異なっている。一方、工事によって排出する場合は、建設副産物として扱われ、東京都建設リサイクルガイドライン(平成23年6月)によれば、水銀やガラス等の再資源化に努めなければならないとしている。しかしながら、本工事の水銀ランプ6個の処理について見ると、照明器具と一緒に中間処分場に持ち込み後、水銀とガラスを再資源化せずに処分している。	平成26年7月28日、スポーツ推進部内の技術職主を集め、指摘内容を踏まえた再発防止策についた。 再発防止策にした「施した」を周知たに作成した「施した」が、一般でではないでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
48	都市整備局	透タンキのをうべれて、独立では、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の	都営住宅三鷹市下連雀七丁目第3団地公園整備工事(三鷹市下連雀七丁目438番ほか、工期:平成26.2.13~平成26.6.25、契約金額:4,077万円)は、三鷹市下連雀七丁目第3団地の建替えに伴い、団地内の公園を整備するものである。このうち、透水性インターロッキング舗装の積算について見ると、代価明細表により単価設定を行っている。しかしながら、代価明細表の作成に当たり、誤った単価を入力したため、積算額約122万円が過大なものとなっている。	局は、平成26年9月9日 に平成26年度工事監査術題 員に要素のの技術題と、 同案件を別して、 同案件を回答を開催し、 高素を開催し、 高素性をのでででである。 ででででである。 に対して、 の技術をでででである。 ででででである。 に対して、 の技術をである。 に対して、 の技術をである。 には、 の技術をである。 での技術をである。 での技術をである。 での技術をである。 での技術をである。 での技術をである。 での技術をである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きでである。 での大きである。 での大きである。 での大きである。 での大きである。 での大きである。 での大きである。 での大きでである。 での大きである。 でのため、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での

番	対象局	事項	た	講じた措置の
号	<b>对</b> 家问	尹垻	監査結果の要約	概要
49	病院経営本部	解体では、経過である。 おり はい	旧都立府中病院(25)解体工事実施設計(府中市武蔵台二丁目9番地の2、工期:平成25.4.26~平成25.9.10、契約金額:1,659万円)は、旧都立府中病院の解体に当たり設計業務を委託するものである。ところで、本部基準によると、解体工事における設計業務の委託料を算出する場合、設計に必要な既存図面の有無に応じて設計業務人数の補正を行わなければならないこととしている。しかしながら、本委託では、当該解体工事の設計に必要な既存図面が存在するにもかかわらず、設計業務人数の補正を行っていない。このため、積算額約166万円が過大なものとなっている。	本部では、13年の大学では、13年の大学では、13年のでは

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
50	病院経営本部	共 積 信 に も の 正 き も	密封小線源腔内照射システム設置工事(府中市武蔵台二丁目8番地の29、工期:平成26.1.11〜平成26.3.31、契約金額:3,229万8,000円)は、多摩総合医療センター内の一室に密封小線源腔内照射装置等を設置するため、倉庫仕様の部屋を治療室に改修するものである。ところで、共通費の積算について、本部基準によれば、共通仮設費及び現場管理費は積み上げにより算定することとされている。しかしながら、本工事の共通仮設費及び現場管理費の積算では、積み上げ金額と比率による金額を重複して計上している。このため、積算額約141万円が過大なものとなっている。	2月に、て りにに経ンせ各積に確 調場随に設談 総の精等エ約で、が整指では、で、で、で、のとは、のとは、のとは、のとは、のとは、のとは、のとは、のとは、のとは、のとは

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
51	建設局	護岸材料の単価設定を適さます。	中川護岸耐震補強工事(その24)(葛飾区奥戸二丁目地内、工期:平成25.7.1~平成26.3.28、契約金額:7億3,944万9,900円)は、地震に強い堤防を整備するとともに、テラス部の整備により、川に親しみやすい環境を創出するものである。 このうち、護岸材料である鋼管矢板の単価設定について見ると、局設計単価表に記載がないため定期刊行物を使用しており、その定期刊行物では肉厚12mmの場合、肉厚エキストラについては加算しないものと記載されている。 しかしながら、本工事の鋼管矢板の単価設定では、別に肉厚エキストラを計上している。 このため、積算額約162万円が過大なものとなっている。	局は、平成26年11月 18日に開催された設計係 長会において、河川部改修課 から全事務所に対して、再発 防止に努めるよう周知徹底 を図った。 工事を実施した10月 14日に江東治水事務所全間に江下東治水事務所は、平成26年10月 14日に江下東治水事務所全間に 長会を通じて事務所全間 長行るよう指示した。 さらに、本案件を本庁主報 告した。 また、事例集に追記し、チェックを行うようにした。
52	建設局	受配電設備のを当地である。	城山トンネル(仮称)整備工事のうち受配電他設備工事(西一城山の8)(西多摩郡奥多摩町棚沢地内(主要地方道奥多摩青梅線(第45号))、工期:平成26.3.5~平成27.2.27、契約金額:9,708万120円)は、城山トンネル(仮称)に受配電設備と発電設備を設置するものである。このうち、受配電設備と発電設備の移電設備と発電設備がないて見ると、局積算基準等に単価がないため、これら2つの品目について3社(A、B、C)の見積りを比較して単価設定している。3社の見積り比較では、受配電設備と発電設備の2品目の合計額が最低となるAの見積価格から単価設定している。しかしながら、局積算基準によれば、見積価格の比較は原則としている。しかしながら、局積算基準によれば、見積価格の比較は原則として比較を行うと、受配電設備はBが、発電設備はCが最低価格の比較は原則としている。品目ごとに比較を行うと、受配電設備はBが、発電設備はCが最低価格のよいる。このため、積算額約465万円が過大なものとなっている。	局は、平成27年1月 20日付事務連絡「設備工事 における機器の単により、局切な単価設定を行うよう局内へ周知を図った。 本件工事を図った。本件工事を所では、課報 27年1月27日し、たのでは、課報 27年1月27日し、たのでは、課報 27年1月27日に、開知した。 また、同日に課内会議を開催し、工事第一課職員にもに、 また、工事第一課職員にもで見知りの取扱いを定め、を選別の取扱いを定め、を図った。 積りの取扱いを定め、を図った。

				=# 10 1. 14
番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	小外内	<b>事</b> 次	血且师未♡安小。	概要
53	建設局	ア時ででであり、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できない。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	歩道設置工事及び水路改修工事(25南西一長沼)(八王子市長沼町地内一般都道上館日野線(第173号)北野街道、工期:平成25.7.8~平成26.5.15、契約金額:1億1,779万9,500円)は、都道の道路拡幅工事に伴い歩道設置工事及び水路改修工事を行うものである。ところで、平成24年4月1日に粉じん障害防止規則(昭和54年省令第18号)及びじん肺法施行規則(昭和35年法律第30号)が改正され、金属をアーク溶接する作業については、従来の屋内での作業につれては、従来の屋内での作業については、従来の屋内での作業に合格した呼吸用保護具(防じんマスク)の使用が義務付けられた。しかしながら、本工事の屋外でのアーク溶接の作業状況について見ると、一部の作業について呼吸用保護具の使用が認められなかった。	局は、平成26年11月 17日の建設局安全講習会 (受注者向け)において、注 意喚起を行った。 工事を実施した南多摩西 部建設事務所においては、ア 一ク溶接時の呼吸用保護具 の使用について周知を行う とともに、呼吸用保護具の使 用状況について工事記録写 真を撮影し、提出することを 「工事実施に伴う留意事項」 に追記した。
54	建設局	産業廃棄 物処で受切ででである。 物のでではいる。 ができます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまます。 できまます。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)では産業廃棄物処理業者の監視強化及び不法投棄防止のため、産業廃棄物の収集運搬車両にはその両側面への産業廃棄物の収集運搬車両である旨等の表示を義務付けている。しかしながら、交差点改良工事(25北北ーすいすい三本榎交差点)ほか1件の工事におけるアスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊等の運搬状況について見ると、産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できないものが認められた。	局は、平成26年11月 17日に建設局安全講習会 (受注者向け)にて受注者に 対し、表示義務及び書類の携 帯に関して注意喚起を行っ た。 さらに、標準仕様書に表示 義務等を追記し、徹底した。 指摘のあった各建設対 がにおいては、工事安全対策 委員会等で各受注者及び監 督員に対し周知を行った。 また、日々の工事の安全点 検項目に追加を行い、チェッ クすることで再発防止を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
55	建設局	搬通では、きでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、できない。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	横十間川底質固化体撤去工事(江東区亀戸 二丁目地内から墨田区太平四丁目地内まで、 工期:平成25.11.27~平成26.10. 24、契約金額:2億7,587万7, 360円)は、河底に固化されていた汚染物質の除却と処分を行うものである。 ところで、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2では、車両制限令に 定める一般的制限値を超える特殊車両よらとする過路の管理者に対して、通行を申請して、 でさせようとする搬出業者は、通行を申請しまる道路の管理者に対して、通行を申請しまる する道路の管理者に対して、通行を申請しまる道路の管理者に対して、通行を申請しまる。 また、東京都土木工事標準仕様書では、受注者は建設機械、資材等の運搬に当たって、 車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づき搬出業者が通行許可を得ないと定められている。 しかしながら、本工事の廃棄する固化体の搬出状況について見ると、総重量が一般的制限値の特例を超過しているにもかかわらず、 搬出業者は必要となる通行許可を取得せず、 受注者も取得状況を確認していなかった。	概要 局は、平成26年11月 17日に建設局になりにする。 平成26年11習会全講では、 平成26年11習会とでは、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一でのででが、 一でのでが、 一でのででが、 一でのででが、 一でのが、 一でのが、 一で
56	東京消防庁	解専直る場所である。本語では、本語では、本語では、本語では、ままれて、ままれて、ままれて、ままれて、ままれて、ままれて、ままれて、ままれ	東京消防庁練馬消防署旧庁舎(24)解体工事ほか2件は、庁所管の建物を解体するものである。ところで、庁積算基準では、解体工事を総合建設業者ではなく解体専門工事業者に直接発注する場合は、庁単価に含まれている下請け経費相当分を調整して積算することとしている。しかしながら、各工事では庁単価を調整せずそのまま適用したため、積算額計約492万円が過大なものとなっている。	総務部施設課では、平成 26年3月27日、会 26年工事監査検討会とでは、 26年工事監査を報告ともを では、監査活知すりですると の事をですると者にいる。 平は、監査をの解するのがです。 平は、とののでするがです。 平は、とのでは、とのでは、とのでは、 を図った。 平は、とのでは、とのでは、 を図った。 を図った。 を図った。 の解するには、 を図った。 をの解体で発のに、 をのは、 はのに、 をのは、 はのに、 とのは、

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
<b>号</b> 57	交通局	塗替塗装	三田線高島平架道橋他1橋塗替塗装工事	概要 局における対応として、建
		工事に注に督のというでは、されて、おいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(都営線三田高島平架道橋(その1~その4)、蓮根第5架道橋、工期:平成24.10.23~平成25.2.28、契約金額:5,273万6,250円)は、都営三田線の部と5年間の第化を防止するため、塗替塗装を定期的に実施するものである。ところで、塗装に当たっては、防錆効果と耐久性を確保していくため、塗料の一定のよいで、「塗膜厚」という。)が求めらいる。このため、契約書の特記仕様書には各層の塗料の種類と塗膜厚が定められている。されている。となり、金膜厚が産保されている。に、仕様書では、塗膜厚が確保されてにより、金膜厚の記録表の作成と工事記録写真の記録を義務付けている。しかしながら、工事の提出書類を見ると、塗膜厚の記録はあるものの、写真の撮影頻をが局工事記録写真撮影基準を満たしているがでまない。このことは、塗装の施工管理が十分ではなく適切でない。	設工 1月23日 田田 1月23日 田田 1月23日 田田 1月21日 田田 1月2日 田田 1月2日 日本 1日 日本
58	交通局	掘削に者というとは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編、建設省)第41では、受注者は地盤を掘削する場合、掘削の深さが1.5mを超える場合には原則として土留工を施すものとしている。 しかしながら、浅草線本所吾妻橋駅北行線エレベーター設置土木工事ほか1件における既存埋設物を調査する試掘工について見ると、1.5m以上の掘削作業が発生したにもかかわらず、土留工を受注者が行わずに、掘削・埋戻し作業を実施していた。このような状況は、掘削面の崩落事故につながりかねない大変危険なものであることから、受注者に関係法令を守った安全対策を確実に実施させるべきである。	局における対応として、建 設工務部の良担の日本 設工務部の良担の日本 設工務所の所長以下全職員の 上、指摘事項について、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	<b>刈</b>	争垻	<b>監査和未の安</b> 利	概要
59	水道局	コト管ででである。されている。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	足立区東六月町11番地先から同区一ツ家一丁目23番地先間配水小管布設替及び工業用水道配水管撤去工事(足立区東六月町11番地先から同区一ツ家一丁目23番地先間、工期:平成25.2.4~平成26.1.28、契約金額:2億3,503万2,000円)は、配水小管の布設替及び工業用水道配水管の撤去を行うものである。ところで、局配水管工事標準仕様書では、コンクリートを施工する場合、コンクリートを施工する場合、コンクリートを施工する場合、コンクリートを施工する場合、コンクリートを施工する場合、コンクリート打込後その自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、いて見ると、コンクリート打込み後に必要枠を取り外しているにとを確認せずに型枠を取り外している施工が認められた。このことは、コンクリート工の施工管理が十分ではなく適切でない。	局における対応26年7月 30日に開催した「系のでは、平低した「系のでは、平低した「系のでは、平低した「系のでは、特別では、中では、特別では、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対の
60	水道局	施帳つ者指すでは、きり、これでは、では、では、では、では、では、では、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは	練馬区羽沢二丁目1番地先から同区旭丘一丁目66番地先間配水小管布設替工事(練馬区羽沢二丁目1番地先から同区旭丘一丁目66番地先間、工期:平成24.11.1~平成25.11.26、契約金額:2億9,628万9,000円)は、水道管の更新及び耐震化を行うものである。ところで、建設業法(昭和24年法律第100号)では、受注者に工事の施工体制を的確に把握させることにより、品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生等を防ぐため、下請契約の請負代金の額が3,000万円以上になる場合において、施工体制台帳の作成を義務付けている。しかしながら、本工事の施工体制台帳について見ると、次のとおり建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2の記載事項等が守られていないものが認められた。ア下請負人が置く主任技術者の資格及び当該主任技術者が専任の者であるかの別が記載されていない。イ下請負契約書の写しが添付されていない。	局には、第一日では、名子のでは、名子のでは、平成26年7部、は、平成26年7部、は、平成26年7年をに、一て、名列では、東催した「系列では、第一個では、如何では、如何では、如何では、如何では、如何では、如何では、如何では、如何

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
61	水道局	鉄筋工では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	聴町浄水所自家発電機室新築工事(八王子市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	多摩水道改革推進本部(以下「多摩水」という。)多摩水道改革推進本部(以下「多摩水」という。)多摩 給水管理事務所八王子名水事務所では、当該工事を呈れて、当該工事を実施した。 また、一、本のでは、一、本のでは、一、本のでは、一、本のでは、一、大のでは、、いいが、、いいが、、いいが、、いいが、、いいが、、いいが、、いいが、、い
62	下水道局	海上輸送費用のほうべきもの	砂町水再生センター雨水放流口しゅんせっ工事(江東区新砂三丁目9番1号(砂町水再生センター内)、工期:平成25.10.15~平成26.3.14、契約金額:2億2,995万円)は、砂町水再生センター雨水放流口付近に汚泥が堆積しているため、しゅんせつを行うものである。このうち、海上輸送費用の積算について見ると、局港湾工事積算基準では、共通仮設費率に補正値を加算して算出するものと定められている。しかしながら、本工事の積算では、補正値の加算を行わず、積み上げにより海上輸送費用を算出していることは適正でない。このため、積算額約161万円が過大なものとなっている。	局では、平成26年7月 28日開催の施設課長・センター長会では、平成26年10月10日間報告に、 9一長会で設計主管課長の出計を表示。 また、同年10月15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告では、 15日間報告により、 15日間報

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
63	下水道局	産業理のというでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)では、産業廃棄物処理業者の監視強化及び不法投棄防止のため、産業廃棄物の収集運搬車両にはその両側面への産業廃棄物の収集運搬車両である旨等の表示を義務付けている。しかしながら、北区東田端二丁目、板橋区舟渡二丁目付近管路耐震化工事ほか1件の工事におけるアスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊の運搬状況について見ると、産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できないものがあった。	概要 局では、平成26年8月1日 開催の拡大工事・設計課長会、 同年8月26日開催の拡大に 同年8月26日開催の禁患を 日期催のない。 まり、おいるでは、 日間年10月15日に対し、 日間年10月15日に対し、 日間年10月15日に対けで では、 日間半れのででは、 日間半れのでででは、 では、 日間半れのでででです。 では、 日間半れのででです。 では、 日間でででする。 本では、 大ででするとともに対ける。 本では、 大がでするとともに対ける。 大がでするとともに対ける。 大がでするには対ける。 大がでするには対ける。 大がでするには対ける。 大がでするには対ける。 は、 日間に対ける。 大がでするには対ける。 は、 日間に対ける。 は、 日間に対ける。 は、 日間に対ける。 は、 日間に対ける。 には、 日間に対ける。 には、 日間に対ける。 には、 日間に対ける。 には、 日間に対し、 日間に対ける。 には、 日間に対し、 日間に対ける。 には、 日間に対して、 日間に対した。 日間に対しに対した。 日間に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに
64	下水道局	ア時のででである。というでは、おりますが、まりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、まりまりますが、まりまりまりますが、まりまりまりまりますが、まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)第27条では、金属をアーク溶接する作業については、呼吸用保護具(防じんマスク)の使用が義務付けられている。しかしながら、豊島区目白二丁目付近再構築工事ほか1件の工事のアーク溶接の作業状況について見ると、一部の作業について呼吸用保護具の使用が認められなかった。このような状況は、粉じんにより労働者の健康を損なうおそれがある。	局では工事・設計課本に 10月10日の計画 平成26年8月1日年 10月10日の計画 10月10日に 10月11日期の 10月11日期の 10月11日期の 10日にに 10日に

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
65	下水道局	高いを導べる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	仙台堀西幹線再構築工事(江東区南砂三、四丁目、工期:平成24.10.9~平成25.10.17、契約金額:5億6,057万4,000円)は、既設幹線の更新を図るため、再構築工事を行うものである。ところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第518条では労働者の安全確保のため、高さが2m以上の箇所での作業を行う場合には転落防止措置を実施するよう義務付けている。しかしながら、本工事の既設人孔改造工における足掛金物の設置状況について見ると、管底部から2m以上の場所での作業にもかかわらず、転落防止措置が認められない作業があった。このような状況は、労働者の墜落事故につながりかねない大変危険なものである。	「はな 年8月 1 中の 1 中の 1 中の 1 中の 1 中の 1 中の 1 中の 1 中の 1 日の 1 日間 1 日間

				-# 15 1 14 00 6
番	対象局	事項	た木は田の亜約	講じた措置の
号	<b>刈</b> 多问	尹垻	監査結果の要約 	概要
66	教育庁	照明器具の道を通うべきもののである。	都立多摩科学技術高等学校(25)局所排 気装置設置工事(小金井市本町六丁目8番 9号、工期:平成25.6.7~平成26. 1.31、契約金額:3,402万円)は、 実験などで発生した気体を室外に排気する ため、局所排気装置の設置と風道の据え付けに伴う建具、照明器具等の改修を行うもので ある。 このうち、照明器具の取外し、再取付けの 単価について見ると、1台分の単価とすべき ところ、誤って本工事で改修の対象とする全 数量の13台分を1台当たりの単価として いる。 このため、積算額約114万円が過大なも のとなっている。	「1 2 6 年 6 月 1 1 課、を 1 2 6 年 6 対 1 2 6 年 8 地 で 2 7 年 8 地 で 4 年 8 地 で 5 年 8 地 で 6 年 8 地 で 5 年 8 地 で 6 年 8 地 で 7 年 8 地 で 8 年 8 地 で 6 年 8 地 で 7 年 8 世 で 8 年 8 世 で 7 年 8 世 で 8 年 8 世 で 7 年 8 世 で 8

## [平成26年財政援助団体等監査]

## 【指摘事項】

377	対象局			講じた措置の
番号		事項	監査結果の要約	
67	(団体) 生活文化局 (学校法人 高輪学園)	国際化推進補助に係る補助をもの返べさもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒(引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以内の者に限る。)の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。ところで、学校法人における国際化推進補助に係る補助金の交付状況を見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。局は、学校法人高輪学園に対して高輪中学校分として補助金を交付しているが、平成24年5月1日を基準に補助対象とした15名のうち1名については、帰国後3年を超えて(平成21年4月10日帰国)いることが認められた。このため、補助金9万円が過大に交付され	概要 学校法人高輪学園から補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が平成26年11月4日に提出され、平成同年12月4日に過大交付分の補助金の返還を受けた。また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成27年2月20日に所管部署内で監査報告書、措置状況報告を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。
68	生活文化局(学校法人 実践女子学園)	国際化推進補助に係るであるべきものののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ている。  局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒(引き続き1年を超える期間の在留、帰国後3年以内の者に限る。)の受入れを行った私立高等学校等に対し、私立学校経常費補助の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。ところで、学校法人における国際化推進補助に係る補助金の交付状況を見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。局は、学校法人実践女子学園に対して実践女子学園中学校分として補助金を交付しているが、平成25年度の補助対象とした46名のうち1名については、既に卒業していることが認められた。このため、補助金9万円が過大に交付されている。	学校法人実践女子学園から補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が平成26年11月11日に提出され、同年12月8日に過大交付分の補助金の交付に係る審査を適正に行うことにのでいて、平成27年2月20日に所管部署内で監査報告書、措置状況報告を基に指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。

	1140			=# 13 L LH PP 6
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
69	オリンピッ ク・パラグ 一 一 の は は は は は ス タ ジ と の は れ ま え く り り と り れ り れ う く う と う と う と う と う り う り う り う り う り う と う う う り う り	財産管理 に関する事 務を適正に 行うべきも の	会社は、都が整備した道路案内標識(以下「標識」という。)について、協定を結び、維持管理を行っている。ところで、会社の固定資産台帳(以下「台帳」という。)を確認したところ、平成23年度に会社が修繕工事を行った標識2か所について、都の所有であるにもかかわらず、新たな固定資産とし、台帳に登載していた。その結果、器具備品が過大計上(42万円)となっている。	指摘を受けた標識について会社の固定資産台帳から 抹消するとともに、支出科目 を工具器具備品から修繕費 とする修正仕訳を行った。
70	オリンピッ ク・パラリ ンピック 備局 (株式会社 東京スタジ アム)	財産管理 に関する事 務を適正に 行うべきも の	会社は、都が整備した道路案内標識(以下「標識」という。)について、協定を結び、維持管理を行っている。 ところで、会社において維持管理を行っている標識の現況について見たところ、協定書に記載されたもの以外の都所有の標識が3か所確認された。 都は、標識の維持管理を適正に行うために、会社と協定を取り交わす必要がある。	指摘箇所を含め、局が所管する全ての標識について、平成27年2月2日付けで都と会社との間で「スタジアム案内標識の管理に関する協定書」を新たに締結した。
71	都市整備局(多摩都市モノレー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	オリジカの販売をする。まもの	会社は、「定期券販売所運営業務委託」(契約金額:5,038万7,400円、契約期間:平成24.7.1~平成27.6.30)をAと締結している。 本契約の内容は、立川北駅及び多摩センター駅に設置する定期券販売所における定期券販売所における定期乗車券、PASMO、企画乗車券及びオリジナルグッズ(以下「グッズ」という。)の販売である。 ところで、本契約の履行状況について見たところ、監査日(平成26.10.14)現在までに、会社は、受託者に対して、が必めに、販売が行われていないことが認められた。 グッズの販売は、会社の収益となりPRにも資すると考えられることから、会社が本契約を仕様どおりに実施していない。 会社は、委託契約内容を仕様どおりに実施するなど、オリジナルグッズの販売を適切に実施されたい。	オリジナルグッズの販売 体制に係る検討の結果、定期 券発売所における販売は、効果が限定的(販売所2かあらにおける販売である点や、管理にかかる手間がある点や、であるになどのはないとのはないがでは、であったがでは、ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、

	11 <i>2</i> - 0			=# 12 L 1# EE G
番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	(団体)	<b>事</b> 切	血且和木の安心	概要
72	都市整備局(多摩都・モノン・株式会社)	ホタ事計のでは、算された。これでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	ホームモニター交換工事(上北台駅〜多摩センター駅、19駅、工期:平成24.6.1~平成24.9.30、契約金額:714万円)は、全19駅に設置されたホームモニターの交換及び予備品2台を納入するものである。 このうち、本工事の仕様書及び積算内訳書について見ると、仕様書では、ホームモニターの取付金具は既設金具の流用及び加工も可とするとしている。 一方、積算内訳書では、取付金具81台の費用を計上している。 既設金具の流用及び加工も可とするのであれば、取付金具の費用を積算することは適切でない。 このため、契約予定額2,614万6,050円に対して、取付金具の費用約208万円が積算上過大である。	本件について工務課長名 の通知を発出するとともに、 工事の進捗や課題等につい て論議する工務課連絡会(平 成26年12月16日開催) の議題として取り上げ、今後 適正な積算を行うよう周 知・徹底した。 また、都より公表されてい る施工条件明示に関するとを 関係各部へ周知徹底した。
73	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 福祉保健財 団)	概算払に よる交付 切に 切きもの	局は、財団が福祉サービス第三者評価支援 事業実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費の一部に対し補助金を交付している。 ところで、本補助金の交付、精算の処理について見たところ、局から財団へ四半期ごとに概算払を行い、年度末に一括して精算しているが、平成24年度は第4四半期で交付した金額以上、平成25年度は第4四半期で交付した金額の8割以上が返還されている。これは、局が四半期ごとの執行状況について、財団に報告を求めているものの、次期の補助金の交付日が、報告日以前となっていまっため、当期の執行残額等を精査せず、次期の必要かつ適切な交付金額を算定することのないまま、年度当初の執行計画による金額を交付していることによるものであり適切でない。	補助金交付前に執行状況 報告書を提出ることに つけて、とこの は、実査中の指摘の当 がら実施した。 で付いるに、第4四半期補助金 で付いる。 で付いる。 で付いる。 で付いる。 で付いる。 で付いる。 で付いる。 で付いる。 でがい。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがいる。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい。 でがい

番	対象局	± +	따ᅔᄽᄆᇰᇎᄽ	講じた措置の
号	(団体)	事項	監査結果の要約	概要
74	. 福祉会 (法 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	要綱等に 明確なき の	局は、軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用者の負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図った。軽費老人ホームの中でスの提供に、軽費者人は、軽費者人は、軽費者人がして、軽費者人がした。 この提供に要する。 この補助金は、軽費者人がして、そのがある。 この提供に要するで、不動産にでは、そのがある場合である。 また、大きをで、で、大きをで、で、大きをで、で、大きをで、で、大きをで、で、大きをで、で、で見たところ、をの利用きにある。 ところで、不動産収入がある場合の手引をで、で、で見たところで、不動産収入がある場合の利用者に、ところで、不動産収入がある場合の利用者には、原則としてで、まり、について見たところがある場合の利用きに、手引きにとしてで、で、で、で、で見きに記載された計算方のは、原則ととして、対しながら、手引きに記載された計算方の、は、原則ととして、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	最新の「軽費老人ホーム運営費者人本(平成 27年3月)」から、不青色 127年3月)」がら、下青色 127年3月 13日 127年3月 13日 127年3月 13日 127年3月 13日 127年3月 13日 127年3月 13日 127年3月 127
75	福祉保健局(社会福祉法人龍美)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①一 時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以 上)において対象児童数を誤って算定した、 ②世代間交流(お年寄りとの交流)、③異年 齢児交流(小中高生の育児体験受入れ)及び ④保育拠点活動支援において、補助要件を満 たしていないものをポイント数として算定 したため、119万1,000円が過大に交 付されている。	過大に交付した補助金 (119万1,000円)に ついては、平成27年2月 5日に法人より返還された。
76	福祉保健局 (社会福祉 法人至愛協 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応及び②外国人児童受入れに おいて、対象児童数を誤って算定したため、 10万7,000円が過大に交付されてい る。	過大に交付した補助金 (10万7,000円)につ いては、平成27年2月 13日に法人より返還され た。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
77	福祉保健局 (社会福祉 法人至愛協 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応において対象児童数を誤っ て算定した、及び②異年齢児交流(小学校低 学年児童受入れ)において補助要件を満たし ていないものをポイント数として算定した ため、21万6,000円が過大に交付され ている。	過大に交付した補助金 (21万6,000円)につ いては、平成27年2月4日 に法人より返還された。
78	福祉保健局 (社会福祉 法人紅葉の 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①零 歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施及 び②延長保育事業(2時間・3時間延長)に おいて、対象児童数を誤って算定したため、 16万1,000円が過大に交付されてい る。	過大に交付した補助金 (16万1,000円)につ いては、平成27年2月4日 に法人より返還された。
79	福祉保健局 (社会福祉 法人杉の子 保育会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応及び②育児困難家庭への支 援において、対象児童数を誤って算定したた め、30万4,000円が過大に交付されて いる。	過大に交付した補助金 (30万4,000円)につ いては、平成27年2月 10日に法人より返還され た。
80	福祉保健局 (社会福祉 法人多摩福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障 害児保育事業(その他)知的、②アレルギー 児対応及び③育児困難家庭への支援におい て対象児童数を誤って算定したため、42万 6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (42万6,000円)につ いては、平成27年1月 30日に法人より返還され た。
81	福祉保健局 (社会福祉 法人栄光 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅 支援活動(健康増進支援)において、実施し ていないものをポイント数として算定した ため、20万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (20万円)については、平 成27年1月29日に法人 より返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
82	福祉保健局 (社会福祉 法人巨玉 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①零 歳児の延長保育②育児困難家庭への支援及 び③外国人児童受入れにおいて、対象児童数 を誤って算定したため、34万1,000円 が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (34万1,000円)につ いては、平成27年2月4日 に法人より返還された。
83	福祉保健局 (社会福祉 法人東京山 手マリヤ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①在 宅支援活動(出産を迎える親の体験学習)及 び②在宅支援活動(子育てサークル支援)に おいて、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したため、32万4, 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (32万4,000円)につ いては、平成27年1月 30日に法人より返還され た。
84	福祉保健局 (公益財団 法人東京Y MCA)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①ア レルギー児対応、②外国人児童受入れにおい て、対象児童数を誤って算定した、及び③在 宅支援活動(子育て情報誌の発行)において 補助要件を満たしていないものをポイント 数として算定したため、22万4,000円 が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (22万4,000円)につ いては、平成27年2月 19日に法人より返還され た。
85	福祉保健局 (社会福祉 法人島根福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障 害児保育事業(その他)知的及び②アレルギ 一児対応において、対象児童数を誤って算定 したため、40万9,000円が過大に交付 されている。	過大に交付した補助金 (40万9,000円)につ いては、平成27年1月 28日に法人より返還され た。
86	福祉保健局 (社会福祉 法人聖実福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち延長 保育事業(2時間・3時間延長)において、 対象児童数を誤って算定したため、38万 3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (38万3,000円)につ いては、平成27年1月 30日に法人より返還され た。

	11 <b>2</b> 0			=# 12 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	(団体)	平久	血直心不の安心	概要
87	福祉保健局 (社会福祉 法人紫峰 会)	補助金の返還を求めるべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①延 長保育事業(2時間・3時間延長)において、 対象児童数を誤って算定した、②異年齢児交 流(小学校低学年児童受入れ)及び③在宅支 援活動(育児講座)において、補助要件を満 たしていないものをポイント数として算定 したため、31万7,000円が過大に交付 されている。	過大に交付した補助金 (31万7,000円)については、平成27年2月3日 に法人より返還された。
88	福祉保健局 (社会福祉 法人のぞみ の会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①異 年齢児交流(小中学生の育児体験受入れ)及 び②在宅支援活動(子育てサークル支援)に おいて、補助要件を満たしていないものをポ イント数として算定したため、90万円が過 大に交付されている。	過大に交付した補助金 (90万円)については、平 成27年1月28日に法人 より返還された。
89	福祉保健局 (社会福祉 法人育美 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうち①零 歳児の延長保育において対象児童数を誤っ て算定した、②在宅支援活動(パートナー保 育登録)及び③在宅支援活動(育児講座)に おいて、補助要件を満たしていないものをポ イント数として算定したため、41万8, 000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金 (41万8,000円)につ いては、平成27年2月6日 に法人より返還された。
90	福祉保健局 (社会福祉 法人新宿 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、保育所の 運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金の交付状況について見たとこ ろ、法人は、努力・実績加算項目のうちアレ ルギー児対応において対象児童数を誤って 算定したため、20万4,000円が過大に 交付されている。	過大に交付した補助金 (20万4,000円)につ いては、平成27年2月2日 に法人より返還された。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
与91	( <b>団体</b> ) 病院経営本 部 (公人東医 社)	損壊するの	公社の各病院は、都の二次救急医療機関とておき受け、救急患者の受入れをいう。)の救急車等により各病院に搬送社団。)は、海原により各病院の公益をでして、消防庁の公益をでして、消防庁の公益をでして、消防庁の公益をでは、後期のの時間をでは、大力の大きでは、大力ので、大力ので、大力ので、大力ので、大力ので、大力ので、大力ので、大力ので	概要 指摘のあた事実についまででは、東京都ににとります。 「大東京都には、東京都には、東京都には、東京都には、東京都には、また。 「大き」、全額を受ける。 「大き」、全額をできませい。 「大き」では、大きででは、大きでは、大きででは、大きでは、大きででは、大きででは、大きでは、大き
92	病院経営本部 (公益財団 法人東京都保健医療公社)	契約事務 を適正に行 うべきもの	多摩北部医療センターの指名業者選定委員会設置要綱の規定では、1件の予定価格が500万円を超える契約の指名競争入札に関して、指名業者選定委員会において、参加業者の適格性について検討審議し、業者の選定を行うとしている。ところで、多摩北部医療センターにおける高額医療機器の買入契約について見たところ、予定価格が500万円を超える契約があるにもかかわらず、指名業者選定委員会が開催されていないのは、適正でない。	病院では、指名業者選定委員会設置要解の規定に基づいて該当案件は必ず契約事務とこれでは、契約を図った。 平成26年9月の監査との対象を図った。 平成26年9月の監査といる。 平以降の対象を構れなる。 また、公社事務局では、現時点までは、現時点までは、日本は、会に付議している。 また、公社事務局では、日本は、公社事務局では、日本は、日本の内容を周知し、他のおりでを問知し、他のおりである。

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	(団体)			概要
93	病院経営本部の公人東医社会を対対を対象を対対を対象を対対を対象を対対を対象を対対を対象を対象を対象を対象を	契約事務を通りである。	多摩南部地域病院は、医療機器更新のため、買入契約を行っているが、平成24年度の3件の契約については、他社より安価で納入できることを理由として、機器製造者の販売店と特命随意契約を行っている。しかしながら、当該機器の販売業者は他にもあり、機器製造者の販売店が一番安価との理由は確認できないにもかかわらず、競争による契約を行っていないのは、適切でない。	病院では、機器製造者の販売店であっても、その筋品の唯一の販売店)でない限り取売店)でない限り取売店)でない競争契約を実施するできるとを、契約を実施するでは、との、監査をでは、12月5日開催)を通じての、とは、長会には、12月5日開催)を通じてのでは、12月5日開催)を通じてのでは、12月5日開催)を通じての方容を問知し、喚起を行った。
94	病院経営本 (公人東原経営本) (公人東原経営本) (公人東原経営本) (公人東京療) (公人東京教) (公	貸係び正さのでである。	都は、平成5年度の多摩南部地域病院の開設に伴い購入した物品について、公社と物品について、公社と物品無償貸付契約(以下「契約」という。)を結し、公社へ貸し付けている。契約では、には多摩南部地域病院運営のため品は多摩南部地域病院になった物品は多摩南部地域病院になった物品を受けれる。また、毎年度末現在の貸付物品の使用状況報告することとされている。また、多摩南部地域病院において、用について見たところ、多摩南部地域病院において、別について見たところ、監査日(平成26.10.1)現在、所在が確認できない物院によいがら、公社は、これらの物品について見たとしたとしながら、公社は、これらの物品にかる。しかしながら、公社は、これらの物品にかるが、都受けないまま、伝統によいて、平成25年度末の使用状況として、適切に使用しているが、事実に反け物品についるが、事実に反ける。また、行っているが、事実に反ける。また、病院経営本部は、これらの物品は現り、適正でない。また、病院経営本部は、これらの物品として、方の使用状況として、適切に使用しているが、事実に反ける。また、にもかかわらず、都の所有物品としている取扱いとなっている。	病院では、平成25年度末 現在の使用スト2月に基づけた。 現出したり現時点に基づけを物にとり、現時点にを受けて、現時点にを受けて、現時点にを受けて、病院経営月16日間違いを受けて、病院経営月16日間違いを強力をは、平成26年度に、本本でに違いが、ない。また、全年では、地がない。また、全年では、当また、全年では、当また、全年では、当また、全年では、当また、全年では、当また、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では

番	対象局	<b>★</b> + <b>=</b>	<b>************************************</b>	講じた措置の
号	(団体)	事項	監査結果の要約 	概要
95	病院系统人,有关的人,不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是	医肝・気をあるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる	産業労働局は、中小企業者の販路開拓を支援するために、認定した中小企業者が生産した新商品等(以下「認定商品」という。)を購入し、都及び都の監理団体等が認定商品を試験的に使用した上で都及び都の監理団体等から市場での普及を促進する事業(以下「トライアル発注事業」という。)を行っている。 大久保病院は、本部を経由して産業労働局からトライアル発注事業への協力依頼を受け、商品という。)をうるところで、産業労働局の通知「平成24年9月12日付24産労商創第638号)によると、産業労働局の通知「平成24年9月12日付24産労商創第638号)によると、産業労働局がら大久保病院が産業労働局に対し、本部は大久保病院を設した。ところで、産業労働局の通知「平成24年9月12日付24産労商創第638号)によるととさるで、産業労働局の通知「平成24年9月12日付24産労商創第638号)によるととさるまでが、監査日(平成26元の報告をするまでの間に、本部は大久保病院が直圧計について無償で譲渡する契約を締結したにもかかわらず、監査日(平成26元10.2)現在に至るまで本部は大久保病院と血圧計を無償で譲渡する契約を締結している根側が大久保病院が血圧計を使用している根拠が不明な状態となっており適正でない。	平成27年2月10日付26病経第615号「物品譲渡契約の締結にはりり、原本を紹介のののでは、これを紹介のでは、これを紹介では、これを紹介では、これをいるでは、これをいる。これをは、これをいるではないるでは、これをいるではないるではないるではないるでは、これをいるではないるではないるではないるではないるではないるではないるではないるではな
96	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	収納現金 の取扱いを 適正に できもの	協会は、財務会計規程(平成21年東京都公園協会規程第11号)において、現金出納帳を備え(第16条)、記帳しなければならない(第19条)としている。また、サービスセンターに現金管理責任者を置き、毎日の現金出納終了後、現金手許在高と現金出納帳とを突合しなければならない(第34条)としている。ところで、神代植物公園サービスセンターは、「ぐるっとパス」を販売しており、1か月分の売上金(収納現金)をまとめて本社総務部に持ち込んでいる。しかしながら、センターは、この売上金(収納現金)について、販売実績表を作成し月末に現金の突合せを行っているが、本来作成すべき現金出納帳には記帳しておらず、また、入金の都度、現金管理責任者による現金手許在高と現金出納帳との突合を行っておらず、適正でない。	収納現金の取扱いについては、監査結果を受けて、平成26年10月から現金出納帳を作成し、現金管理者による現金手許在高と現金出納帳の突合を行い、適正な金銭管理を実施している。

番	対象局	-+	F	講じた措置の
号	(団体)	事項	監査結果の要約 	概要
97	建設局(公本財団法人東京協会)	簡置の方すである。	協会は、小平霊園において、春と秋の彼岸時期の来園者の増加に対応するため、委託約により、簡易便所を設置している。各契約により、簡易便所を設置している。各共約により、で設置期間中の維持管理のはか、撤去時のし尿の処理が含まれての処理をが表別におけると、3倍から4倍の差が生じている。ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の収集及び運搬並びに処分につき、当該を知り、当該を知り、で定める収集及び運搬並びに処分につき、当該を担いる。ところで、廃棄物の処理とび運搬がに処分につき、当該を発明で定める収集及び運搬がで定める収集及び運搬がでに対している。本集及び運搬がでに対したの額には、この手数料に当たの処理に係る手数料は1リットル当たり、全を受けてはならないと定められており、中霊園が所在する東村山市の条例では、して変動するものであることから、とは適切で変動するものであることから、契約によいて処理実績量を確定できないにあいたが、このまといることは適切であるさといるにおいて処理実績量を確定できないにあいたが、このであることは適切でない。	指摘を受けた簡易便所設備を受けた簡易便のた。 電子でのものでありになった。 でのものでありにものでありになりにするでのとのでありにもののででありた。 での生産をは同様的では、でのでででは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは

₩.	対象局			講じた措置の
番号	(団体)	事項	監査結果の要約	概要
98	建设公人的。	設価例旨た行も 公計に措を適との 工務るのまなべ	局は、祭物金額:2億5,725万円、3.31)を特命位数額:2億5,725万円、3.31)を特命位数額:2億5,725万円、3.31)を特命位置契約により統計と、解語に対した、公司の日内、3.331)と特命位に、公司の日内、3.331)と特命位に、公司の日内、4.31)と特命位に、公司の日内、4.31)と特命位に、公司の日内、4.31)と称のの日内、4.31)と称のの日内、4.31)と称のの日内、4.31)と称のの日内、4.31)と称のの日内、4.31)との日内、4.31)に基づくの日内、4.31)との日内、4.31)に基づくの日内、4.31)に基づくの日内、4.31)に基づく適切に基づく適切に基づく適切に基づく適切に基づく適切に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく適切に表示の日内、4.31)に基づく通りに基づいる日内、4.31)に基づいるの目前に基づいるの目前に基づいる目前に基づいる目前に基づいる目前に基づいるの目前に基づいるの目前に対域の目前に対域の目前に対域の目前に対域の目前に対域の同的に対域の同様に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に対域の同的に	局は、平成27年1月 21日、協会に文書を発送 し、適切な対応について、 状況及び取組内容を報告 するよう求めた。 その後、協会から同年

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
99	建設局(法人園協会)	消防に大きのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	総務省消防庁が定めた消防用設備等の点 検要領(平成14年6月11日付消防予第 172号)の平成22年改正によれば、消火 器(工酸化炭素消火器及びハロゲン化物につから 機に炭素消火器を除く)の耐圧性能に関降、製造年で 、平成26年4月1日以降、製造年で 、東成26年4月1日以降、製造年で 、東成26年4月1日以降、製造年で 、最初が生じて、局は、「河川管理施設の管理を をころで、保守管理施設の保守点検等を協 会に表記している。 協会は消防用設備の5年成25年度に 会に委託している。 協会は消防用設備の5年度に を主された地下調節池で見たところ、協もしており、この等14か所の実施も 10年を超えた消火器について見たところ、協会しており、 、協もしてがら、場合してが多報告を受け、建設局へその 、とて、といて、対理を 、は、といる。 、は、監査日(平成26. 9.29)現在、製造年から10年を超えた 、対外器について、対理を 、対外器について、対理を 、対外のを 、関連を 、対外のを 、関連を 、対外ので 、関連を 、対して、 、対し、 、対し	製造年から10年を超えた11本の消火器については、平成26年11月12日に黒目橋調節の10本、平成26年11月12日に共一時で、1001年に、1001年に表現を完了した。また、このことについてでは、1001年には、1001年には、1001年には、1001年には、1

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
100	建設局(公人東京)	使用公に できる さんぱん できる さんぱん できる さんしん かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく	都立霊園のうち、一時収蔵施設がある3霊園(雑司ケ谷・八柱・多磨)の各霊園管理業務所では、一時収蔵施設の使用許可に係る。 使用期間更新の際に交付する使用許らしている。 使用期間更新の際に交付する使用許ら、「以下「録式」という。)が刷り込まれた様式(以下「以で登している。という。)が見まれた様式のの氏名・住の準備は、知事公司の氏名・住の準備は、知事公司の表記をで、「一時収蔵施設を用許可証」、「一時収蔵を見たところで、「一時収蔵を見まる、知事公司の表記及び知事名、知事公司の表記及び知事名、知事公司の表記の作名をしていることが、「一時式を見まるので、「の時式を見まるので、「の時式を見まるのところで、「の時式を見まるのとしてがない。」このように用途のを用いることをのは、部分にの様式を用いることをのように用途式を使用されて難らいるにの様式をのは、定型的ない。を発生時にてといる。とこのない、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、ことを前提に、定型的ない。	平成27年3月に霊園管理システムの改修を行い、一時収蔵施設使用許可証(更新用)の使用前様式に許可証の件名、使用上の注意等を印刷し、適正化を図った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
101	建設局(公人東京)	物品の登 録を 行の を に も	局は、各施設の管理に関する協定書等において、施設の維持補修工事や物品購入などの指定管理業務に伴って取得した物品は、局に帰属するものと定めている。これに基務のと定めては、指定管理者である協会は、指定管理者である協会は、備品台帳で施設の維持補している。 また、場のであるは、毎年度を理者である協会は、毎年度をである協会は、毎年度をである協会は、毎年度をである協会は、毎年度をである。 また、指定管理者のよりである。 また、おので、指定管理者のとこので、おいて見たところ、次のとおり適られた。 ① 工事により取得した物品について、協会の報告により取得した物品について、協会の報告により取得した物品について、協会の報告が漏れているにも、かの報告により取得した物品について、協会の報告が漏れていない。 ② 物品購入により取得した物品について、おいて、登録を行っていない。 また、登録がされていない。 また、質与物品一覧表から漏れているとを発見していない。 協会は、物品購入に伴う報告及び物品の状況確認を適切に行われたい。 協会は、物品購入に伴う報告及び物品の状況確認を適切に行われたい。	局は、協会からの登録体類 を受け、本件について帳 を受け、本件につれた。 今後と前品を行った。 今後とも、下ででは、一覧を行った。 特別にく。 会では、今後、に、関連には、一覧を が出れる。 が生じないが、の財ッツく。 は、今後、に、関連には、一覧を がより、は、一覧を が出れる。 また、貸与物品は、 、会を がより、 、のまる際では、 、のまるのでは、 、のようのでは、 、のまた、 、。 、のまた、 、の。 、の。 、の。 、の。 、の。 、の。 、の。 、の。 、の。 、の

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
102	建設局(公本)	を 修議行の と で は さ う	協会は、各施設の消防設備の保守点検を委託契約によって実施している。ところで、葛西臨海公園の保守点検の結果について見たところ、平成24年4月及び要成25年4月の点検結果望レストウスの点を出来であると報告された展望レストウスのので、監査日(平成26.10.27)現在修理されていないことが認められた。協会は、当当該建物の周囲に足場をが判したといる。といるとは、当時では、当時では、当時では、大規模をには、当時では、大規模をにしたが、協会は、といて局に、で、当時であるとしたが、協会は、といて局に、で、当時であるとしたが、協会は、当時であるとしたが、協会は、当時であるとしたが、協会は、当時であるとしたが、協会は、当時であるとしたのは、単のは、当時であるとしたのは、中人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一	局は、協会に対し、消防設に 備の保守結果をできませい できまれる という できまれる という できない できない できない できない できない できない できない できない

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	(団体)	<b>学</b> 块	<u> </u>	概要
103	建设公人、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	臨の申にも明をうます。	協会が運営して見たが認めらいた。  東場のといい。  東場のといいのといいのといいのといいのといいのといいのといいのとののののでは、第3駐車場のののでは、第3駐車場のののでは、第3時間を受事事場ののでは、第4世界のののでは、第4世界ののでは、第4世界のののでは、第4世界のののでは、第5世界のののでは、第5世界のののでは、第6世界のののでは、第6世界ののののでは、第6世界のののののでは、第6世界のののののでは、第6世界のののののでは、第6世界のののののでは、第6世界のののののでは、第6世界ののののののでは、第6世界ののののののでは、第6世界のののののののでは、第6世界のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	局あいて駐車に、 にる小て駐実6年は許西しを営ん、う指田はい、るにる金がに再加した駐がい平るを、 をというがい平るを、場時駐漕をはよっれてなてす会あ小2請積臨っを日をな舎て区にを、和い去以置しる。 で① い時事10を営ん、う指田はい、るにる金がに再加した駐車が年11態続公は、 関なりで、す請る。車用な指とと選び会が、 を対した。ないでは、 を対した。ないでは、 ないのででは、 ないででは、 ないが、 ないででは、 ないででは、 ないででは、 ないででは、 ないが、 ないででは、 ないでは、

				-# 15 1 111 mm -
番	対象局	事項	   監査結果の要約	講じた措置の
号	(団体)	77		概要
104	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	駐車場施設の設置である。 設を適正にものの	局は、駐車場の管理許可区域内に詰所や駐車券発行機、自動料金精算機等の駐車場施設を設置する場合は、協会に設置承認申請を行わせ、承認を行っている。しかしながら、協会は、駐車場施設を設置しているが、①申請を行っていないもの、②申請を行っているが承認がないものが認められ、適正でない。協会は、駐車場施設の設置承認申請を適正に行われたい。 局は、駐車場施設の設置承認を適正に行われたい。	局は、駐車場施設のうち、 ①申請を行っていないもの、 ②申請を行っているが承認 がないものについて、全て設 置承認を行った。 協会は、設置承認の申請を 適正に行うものとして指摘 された、①申請を行っていな いもの、②申請を行っている が承認がないものとして、適 正でないと指摘された各物 件については、平成27年 1月末に承認を受けた。
105	建設局(公益財団法人東協会)	売事におっている。 では、	小金井公園バーベキュー売店は、協会が局から設置許可(許可期間:平成24.8.1~平成29.3.31)を受けて設置・運営しているものである。ところで、この設置工事に伴う事務手続について見たところ、協会は、本件売店にび水道を供給するためとして、電線及び水道を供給するためとして、電線及び水道管などの占用許可を申請し(申請日:平成25.3.26、占用期間:平成25.4.1~平成30.3.31)、許可を受けている。しかしながら、これらの物件の設置については、本件売店の設置許可に係る申請の時点で設計書に明示されているものであり、電線等の設置は掘削を伴う工事であったことがらず、適正でない。これにより当該本件の占用許可が漏れていきであるにもかかわらず、協会はこれを行っておらず、適正でない。これにより当該物件の占用許可が漏れている期間に係る占用料は、1か月当たり1万887円(監査事務局試算)となる。協会は、売店の設置工事に伴う占用許可申請を適正に行われたい。局は、売店の設置工事に伴う占用許可を適正に行われたい。	局は、小金井公園バーで許可手にでは、小金井公園がでは、漏れがあり、福田工事にでは、れたとが確認されたを指列では、れたとがでは、れたとがでは、北上のでは、、相談のでは、一名をは、、同様の申請がある。とともに、同様の申請がある。は、一名をは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のででは、「のででです。」といる。  「は、「のでは、「のででは、「のででです。」といる。  「は、「のでは、「のできると、「のできると、「のできるとと、「のできると、「のできると、「のできると、「のできる」といる。  「は、「のできる」といる。  「して、「のできる」といる。  「は、「のできる」といる。  「して、「のできる」といる。  「は、「のできる」といる。  「して、「のできる」といる。  「して、「のできる」といる。  「して、「のできる」といる。  「は、「のできる」といる。  「は、「のできる」といる。  「は、「のできる。」  「いいる。」  「いいる。」  「いいる。」  「いいる。」  「いいる。」  「いいる。」

番	対象局	<b>★</b> -∓	ᄧᅔᄽᄱᇰᇎᄽ	講じた措置の
号	(団体)	事項	監査結果の要約	概要
106	警視庁(一般財団法人自警会)	補助なの 精算を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	庁は、財団に東京警察病院運営の健全化の 推進及び単身者待機寮における食生活の一層の上と賄人の適正な運用を図り、事業の 効果的な実施に資することを目的として、東京警察病院運営事業及び警視庁単身者「交付 要網」という。)に基づき、賄人の雇用経費に対して、補助金を概算払で交付している。 ところで、平成25年度の補助金実績見見に対して、神野金を概算者に対する精算書について、 を行った3月末退職者に対する退職平成26年4月に支払手続を行った3月末退職者に対する場合して、 を行った3月末退職者に対する。 ところ、財団は、平成26年4月に支払職金 (466万2,000円)を含めて、。 また、庁もこれをもって補助金額の確定を行っていることが認められた。 しかしながら、交付要綱によれば和助事を けっていることが認められた。 しかしながら、交付との国属する会から、3月末までに支はければならないでは、 がら、3月末までに支払手続を行うてとさいる、10元を行わないまま、平成25年度の また、これを行わないまま、平成25年度がよころ、これを行わないまま、平成25年度が りていたことは、適正でない。	財団は、「東京警察病院運営事業及び警視庁単身金交付要組庁単身金交付要綱」のとおり、適正な補助金の精算を行う。 庁は、財団宛てに平文に27年3月24日付けはまで補助金の満算にです。 で補助金の適正な精算にからででででででででででででででででででででででででででででででできません。 を行った。今後、補助金の確定を適正に行う。
107	警視庁 (公益財団 法人暴運動 (公表の) (公表の) (公表の) (会の) (会の) (会の) (会の) (会の) (会の) (会の) (会	総勘定元帳へ記帳すべきもの	財団は、平成25年7月9日に、基本財産である5億円の仕組債が期限前に償還されたことから、平成25年7月22日に、額面5億円の別銘柄の仕組債を基本財産として購入している。 これらの取引は、取引実態を会計上適切に表すという公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)の一般原則である「正規の簿記の原則」に基づき、仕組債の償還時には「基本財産(投資有価証券)」という資産の減少として、また、仕組債の購入時には「基本財産(投資有価証券)」という資産の増加として、総勘定元帳等に記帳する必要がある。 しかしながら、この仕組債の償還・購入という一連の取引が、財団が持つ証券会社との取引口座には記録されているものの、総勘定元帳等には記録されているものの、総勘定元帳等には記録されているものの、総勘定元帳等には記録されているものの、総勘定元帳等には記録されているものの、総勘定元帳等には記帳されていないことが確認された。	今後、仕組債の償還・購入 が発生した場合は、仕組債の 動きが分かるように総勘定 元帳等に記載する。 さらに、遺漏なく適正な事 務処理を行うよう事務引継 書を作成した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
108	警視庁 (公長) (公長) (公長) (会別) (会別) (会別) (会別) (会別) (会別) (会別) (会別	財務諸表に対する記念の記念の正にものできます。	財団は、平成25年7月9日に、基本財産である5億円の仕組債が期限前に償還されたことから、平成25年7月22日に、額面5億円の別銘柄の仕組債を基本財産として購入している。ところで、公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)の第5財務諸表の注記(4)「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」は、貸借対照表の基本財産及び特定資産の期中の増減内容を説明するための注記項目である。したがって、上で述べた財団の基本財産である仕組債については、期中の償還と購入により5億円の減少及び増加が生じているため、この増減内容は、総勘定元帳等への記帳とともに財団の平成25年度の財務諸表に対する注記「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」への記載が必要となるが、記載されておらず、適正ではない。	今後、仕組債の償還・購入 が発生した場合には、その増 減内容を財務諸表に対する 注記へ記載し、動きがわかる ようにする。 さらに、遺漏なく適正な事 務処理を行うよう事務引継 書を作成した。

## 【意見・要望事項】

番	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
号	(団体)	尹垻	<u> </u>	概要
109	都市整備局(多摩都市モノレール株式会社)	シーリングの単価設まり方について	駅舎防水改修その他工事(高松他5駅、工期:平成24.10.3~平成25.3.4、契約金額:4,289万3,725円)は、大規模修繕計画に基づき防水等の改修を行うものである。 このうち、シーリングの単価について見ると、会社として単価採用順位や査定率が統一的に定められていないことから、定期刊行物に掲載されている公表価格を採用していた。しかしながら、定期刊行物には実勢取引価格に近い安価な市場単価が掲載されているため、市場単価を基本に査定した単価を採用することも可能である。 会社は、シーリングの単価設定方法のあり方について検討が望まれる。	工事の設計について東京都の基準を参考に積算することとし、都市整備局に対して基準等の提供について依頼し、入手した。 また、それらを参考にシーリングの単価設定方法を定め、平成27年2月13日開催の施設係長会で周知徹底した。

## [平成26年行政監査(債権管理について)]

## 【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
110	財務局	滞納整理 事務を適切 に行うべき もの	局では、地所賃貸料の滞納整理に 関する事務取扱いに基づいて、地所 賃貸料の滞納整理を行っている。事 務取扱いでは、滞納案件について徴 収の停止をした場合には一定期間 ごとに財産調査を実施し、対応方れている。 しかしながら、局では、徴収停止 相当とされた滞納案件について、領 担しての判断及びその後の状況を 長期にわたる滞納整理事務の空 白を招かないよう進行管理を行い、 個域の状況に応じた効果的な事 の進め方を判断し、滞納整理事務を 適切に行うべきである。	概要 地所賃貸料の滞納案件について、所在調査及び関係人調査を平成27年1月に行い、滞納者等の所在を把握した。 また、主計部財政課が実施するヒアリングを平成27年1月28日及び同年2月26日に受け、財政課の助言の下、滞納者への催告や相続人調査の実施等、個々の状況に応じた対応方針を策定した。 今後、滞納整理事務の空白を招かないよう進行管理を行い、対応方針に基づき適切な滞納整理事務を進めていく。
111	福祉保健局	都外転出る催告うの	局では、都外転出者に係る東京都母子福祉資金貸付金の償還については、局が定めた事務処理マニュアルにおいて、督促を行っても未収金の納付がない場合には催告を行うこと、催告を行っても未収金の納付がない。 合には滞納者に対して、毎年度、未収金額全てについて一斉催告を行うことが定められている。 しかしながら、督促後に行うべき催告及び一斉催告が、平成25年度以降は全く行われていないことが認められた。	東京都母子に対する催告について、マニュアルに基づきとととという。 (1) 東京都母子に対する催告書の選問を担いて、では、ないのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
112	病院経営本部	各都立病 院かだ診察 料等中収取に 要適で できるが できるが できるが できるが できるが できるが できるが できる	都立病院は、未納となっている診療料等について、病院経営本部が定めた「病院経営本部が定めた「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」により、患者等に対して督促、出張整理その他債権の保全及び取立てに必要な措置を講ずることとしている。また、要綱及び要領に基づく措置が困難な案件については、本部が各都立病院から案件を引き継ぎ、本部職員が患者等に対して債権回収に必要な折衝・交渉を行っている。ところで、監査日(平成26.10.30)現在における本部引継案件のうち、豊島病院及び駒込病院に係るものについて、平成25年度における債権回収の取組状況を見たところ、患者等との折衝・交渉が4年5か月以上行われていない事例が42件見受けられた。	平成26年度に、6件は東京都債権管理条例に基づく債権的棄、3件は債務者の破産により不納欠損処理を行った。 なお、他の案件についでは、引き続き、催告手続納、1件は分納履行中、残りの案件についる案件についる。 10件は分納履行中、残りの案件についる。 地訪問などの取組を実施して後と適切に行い、引継等を適切に行い、引継を適切に行い、引継を行いても転居先間をでいては、担当者情では、担当者情では、担当者に折衝・交渉の進捗状り、適切に進行管理をしていく。
113	病院経営本部	本部の引ができた。おいまでは、一本との一分では、一個では、一個では、一個では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	広尾病院で発生した診療料等の一部の未収金について、病院は回収困難な案件として平成20年に病院経営本部へ債権の回収に必要な折衝・交渉等の事務を引き継いだ。その後は本部で債権回収業務を行い、平成22年度半ばまでに再度病院へ返却したとしているが、病院では返却された認識がなく、その後の対応を全くしていなかった。	当該案件について本部から病院へ引き継ぎが行われていることを相互で確認し、病院では回収に向けた取組を進めている。なお、他の案件については病院と随時連絡調整を行いながら、病院への案件返却にとびを引き継ぐを付けて返却ともことで、は鑑を引き継ぐするとで、情報管理を徹底している。 今後とも、本部引継案件については適切に管理していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
114	病院経営本部	未収金の支払を督促すべきもの	駒込病院は、東京都立病院条例(昭和36年東京都条例第13号)に基づき、患者等から診療料等を徴収している。ところで、東京都債権管理条例(平成20年東京都条例第25号)等は、診療料等を納入しない患者等に対し、診療後20日以内に所定の督促状を発行して督促することとしている。しかしながら、病院の未収金管理状況について見たところ、Bに対する未収金270万9,120円のうち、112万4,050円について督促すべきにもかかわらず、監査日(平成26.10.23)現在、督促していない状況が認められた。	当該未なののある。 ① 1 2 6 年 1 0 月 2 6 年 1 0 月 月 2 5 日 日 に 出 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で
115	病院経営本部	速やかに催告等もの	駒込病院では、平成24年1月に生じたCに係る診療料等の未収金59万8,800円について、一定の督促、催告を行ったものの、進展がなかった。このため、病院は、本案件を平成24年8月に弁護士委任案件として本部に提出し、これ以降は、弁護士が病院と連絡調整を行ったもの後、本案件について、弁護士が、Cとの交渉を続けた結果、平成25年12月16日に弁護士が代理人となり、病院とCは、当該診療料等を支払う「合意書」を締結するに至った。合意書の内容は、診療料等59万8,800円について、Cが支払義務のあることを認め、分割払いとして、毎月末に5万円(最終回は4万8,800円)を病院に支払が行われているか見たところ、Cの未収金は、監支払われているか見たところ、Cの未収金は、監支払われているか見たところ、Cの未収金は、監支払われていなかった。また、合意書による最初の分割支払期日(平成26.10.23)現在、全く支払われていなかった。また、合意書による最初の分割支払期日(平成25年12月末)から半年以上経過に対して電話催告及び文書による支払替促を行っていることが認められた。	12月16日期限)を送付し、 平成27年3月4日付けで当 該債務者より全額入金があった。 なお、本件以外の5件の合

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
116	病院経営本部	適正な催告を実施すべきもの	墨東病院は、「病院経営本部債権管理事務 処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収 金管理要領」及び「個人未収金業務マニュア ル」(以下「マニュアル等」という。)によ り、診療料等の医業未収金に係る徴収・滞納 整理等の事務を処理している。 マニュアル等では、納付期限後も支払がない案件について、電話催告の後に督促状を発送し、なお支払がない未収金総額2,000円以上の案件について催告書を送付すること、さらにそれらを行っても支払がない未収金総額4,000円以上の案件について、法的措置等の旨を記載した最終催告書を送付すること等が定められている。ところで、病院の徴収・滞納整理等の事務を見たところ、10件について、マニュアル等に定められた催告書・最終催告書の送付が実施されていないことが認められた。	該当の10件について、平成26年10月30日に最終催告書を送付し、7件について、平成26年10月30日に最終催告書を送付し、7件に力に現立を書きます。 12月に都内住所地の7件に現立を表して現地調査をより、680円の入金があった。現地調査後も支払がないため、現地調査後も支払がないため、再度督には、インの進行では、インの
117	病院経営本部	最終催告書の送付を速やかに行うべきもの	広尾病院では、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」(以下「マニュアル等」という。)により、診療料等の医業未収金に係る徴収・滞納整理等の事務を処理している。ところで、マニュアル等に基づく未収金回収業務の標準フローによれば、未納者に対して、①納入期限から20日以内に「督促状」を送付する(督促状による納入期限15日以内)、②督促状の納入期限から3か月後に「借告書」を送付する(催告書による納入期限15日以内)、③催告書の当を記載した「最終催告書」(最終催告書による納入期限15日以内)を送付することとしている。しかしながら、広尾病院において、③の最終催告書の送付日について見たところ、催告書の送付日から約1年後となっている事例が認められた。	平成26年10月の監査 実施日以降、未収金回収事務 標準フローに沿って、全書を 案件についる。 今回の指摘を受け、催告の 進行時に合かして、対方の 進行時に合いる。 今回の指摘を受け、解析の 進行時間といる。 今日段階に合い、平成26年 度末の抽出機能等、下未用及収 で毎月末に催告のととで 内で相互確認することで り、未収金回収事務標準に 一に行っていくよう、医事課内 で周知徹底した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
118	病院経営本部	滞納 事務 高 で も の	墨東病院は、診療に係る未収金を個人未収金管理支援システム(以下「システム」という。)により管理しており、システムの「債権管理票未収金整理簿」を債権管理台帳として督促状の発行や電話等の交渉経過を記録している。 ところで、平成25年4月に督促状を発行したもののうち、督促から監査日(平成26.10.17)現在までの約18か月間において納付がない5件について交渉経過を見たところ、 ① 最終催告及び現地調査等が行われていない。② 特段の理由記載なく督促から催告書送付までに約8か月を要している。 ③ 対象者と接触できないまま時間が経過しているなど、滞納整理事務が効果的に行われていない状況が認められた。	指案 6年11月3年 11